

〈論 文〉

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

一週 40 時間労働制の役割と障害—

向 井 喜 典

目 次

はじめに

- 1 週40時間労働制の成立過程と購買力政策理念
- 2 経済危機と週40時間労働制の緩和・崩壊過程

おわりに

はじめに

世界経済の動態の停滞局面に「世界同時デフレーション」と呼ばれる政策動向が広がるグローバリゼーションの諸相をめぐって、20世紀世界に最大の規模と深度で世界経済の動態を未曾有の長期間にわたって震撼させた1930年代の世界経済恐慌の衝撃が、各国で再び新しい歴史認識の対象となっている。その世界大恐慌期に、世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定が、フランスで1936年6月21日に週40時間労働法⁽¹⁾を制定・公布されて実現した。それは、この大恐慌の衝撃による大量な構造的失業がフランスでも深刻であった経済危機を開拓するために、労働者が生活防衛の要求を結集して多数

キーワード マティニヨン協定 休息と余暇の社会権 購買力政策路線の挫折
・破綻 生産調査委員会 人民連合の壊滅 ダラディエ・レノー政令

(1)Loi du 21 juin 1936 instaurant la semaine de 40 heures dans les établissements industriels et commerciaux et fixant la durée du travail dans les mines souterraines.

者の連帶を進める人民戦線運動が社会的に高揚する過程に促迫されて、法定労働時間を標準労働日8時間週6日労働制から週40時間労働制へ短縮して賃金総額の増加と雇用機会の創出を政策目的とした政府法案を、議会が可決した法定制度であり、労働基準保障制度が各国で発達してきた世界史のなかで画期的な位置と役割をもつ制度改革である。その政策経験が恐慌下のフランスでもった歴史的位相を、日本経済の動態に完全失業率の激増過程と不安定雇用の一般化傾向が深刻な長期不況局面の現状とも対比して念頭におく必要があろう。それは、また、その前途を慌しく暗転させた障害がもつ意味についてでもある。

同法の政府法案がめざした政策目的を、法案議会審議過程で政府提案理由の説明者が、労働過程で機械化と専門化が進む状況のなかで疎外されている労働者が「人格を実現する」ために「余暇を拡大」することを社会的目的として、法定労働時間を短縮して社会に必要な「定量の総労働量を多数の労働者に再配分」するとともに、この制度が週賃金減額をともなわないことによって実現する「賃金総額の増加」を国内市場の「購買力」として役立てるなどを経済的目的としている。法案審議過程が遅滞しないように下院に設置された特別委員会で同年6月11日に説明している⁽²⁾。そこには、同年春の下院総選挙の結果に基づいて成立したその内閣の首相となったフランス社会党の党首レオン・ブルム Léon Blum が、恐慌下のフランスで国内外からのファシズムの脅威に対抗して、議会共和制の伝統に底流する民主主義的自由の理念を多数者の社会的連帯によって再生させるために、「社会改革と経済再生の同時達成⁽³⁾」を政策理念の目標とした社会・経済改革の政策目的が、その政府提案理由の説明に集中的に投影している。そして、その説明者が労働者の人格の尊厳を擁護して「余暇を拡大」するという政府法案の社会的目的と連動して、同年6月20日に制定・公布された年次有給休暇法⁽⁴⁾で、法定年次最低15日間（休日を含む）の長期連続休暇（ヴァカンス）を完全取得して年内完全消化する社会権を、勤続1

(2) Andre Philip, *Journal Officiel de la République française, Debats parlementaires*, 11/6, 1936.

(3) Leon Blum, *L'exercice du pouvoir*, Gallimard, Paris, 1938, p.223.

(4) Loi du 20 juin 1936 instituant un congé annuel payé dans l'industrie, le commerce, les professions libérales, les services domestiques et l'agriculture.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

年以上のフランスの全労働者に有給で普遍的に保障した世界最初の労働基準改革も法定された。さらに、週40時間労働法が同年秋から産業部門別に議会の承認をえて順次に適用・実施されはじめた過程にともなって、土曜日を休日とする週休2日制がフランスの労使関係に発足している。

労使関係の動態を規制する法定制度も、その同じ過程で、労働組合がもつ団体協約締結権を画期的に拡張して、産業別さらに全国一律の最低賃金制の成立を、法定の協約必要記載事項によって基礎づける団体協約の効力拡張規定を含む団体協約法⁽⁵⁾が、政府法案を議会が可決して6月24日に制定・公布されている。そして、同法が団体協約の効力拡張規定を適用される労使双方の資格要件を各産業部門で「最も代表的」な職業団体に賦与した法規定を、週40時間労働法の適用・実施過程に準用して、政府が適用対象産業部門で「最も代表的」な職業団体である経営者団体と労働組合に諮問し、労使双方と政府の各代表者による三者構成で1925年に創設されていた国民経済評議会の議を経て、産業部門別に議会の承認をえて施行政令（デクレ）を発令する「産業別団体諮問方式」と呼ばれる運用方式も確定した。それは、労使間の団体交渉を労働基準保障制度を運用する方式の基底的な要件とした改革であり、賃金の最低限保障を達成する政策の課題と連動する労働基準保障の集団的規制方式である。

恐慌下のフランスで労働基準の保障と労使関係の規制を法定する諸制度が画期的に改革された過程で、フランスの社会政策の展開様式は国際的水準を一挙に凌駕した。その制定・公布過程がもつ位置は、国際労働機関 International Labour Organization, ILO の各年次総会で、週40時間労働制の法的確定と法定年次有給休暇制度の創設を、加盟各国の労使双方と政府に共通する国際労働基準の到達目標とする国際労働条約を採択された世界史の画期とも照応している。それは、1930年代の世界大恐慌の衝撃が深刻であった各国で社会的に発現した労使関係の矛盾を国際的視野からも安定させるために、1935年のILO第19回総会で「労働時間を週40時間に制限する」ことを定めたILO第47号条約が採択されて、翌36年のILOの第20回総会で年次有給休暇制度を法定するため

(5)Loi du 24 juin 1936 modifiant et complétant le chapitre IV bis du titre II du livre 1er du Code du Travail: "De la convention collective de travail"

の ILO 第52号条約が採択された時期である。この国際労働基準の到達目標を各国にさきがけて表象した法定制度が、フランスの年次有給休暇法と週40時間労働法である。それにもかかわらず、労働基準保障制度の世界史に最初のフランスの週40時間労働法が適用・実施過程で担う役割を、1938年4月に成立した内閣が、11月13日に発令した緊急政令（デクレ・ロワ）によって、経済危機対策として全面にわたって機能停止させている過程がもった意味を見逃せないであろう。

世界最初の週40時間労働法が1936年6月21日に制定・公布される過程を実現した内閣は、経済過程から累増した阻害要因にやがて耐えきれなくなって、社会改革を進めてきた政策を「一時休止」すると翌37年2月13日に首相ブルムがラジオ放送して、財政危機を深めて同年6月22日に総辞職していた。それは、資本の海外逃避の破局的な激増過程と消費者物価の急上昇傾向などによって経済再生構想が破綻した過程で、政府与党である諸政党の連合の内部に軋轢が顕在化して、広範な中産階級が離反する傾向と労働者の不満も各地に広がっていた時期である。そして、フランス経済の危機を開拓するために、法定週40時間労働制が適用・実施過程で担う労働基準改革の役割を後退させる適用緩和政策を、後継内閣が経営者層の対応様式と連動して進めていて、同法がもっていた規制力を緩和させる一連の施行政令が1938年5月から重ねられた。その政策を同年11月13日の緊急政令が一挙に拡大したのであり、このデクレ・ロワは、フランス経済の危機を開拓して、ヨーロッパの国際関係を侵犯する隣国ドイツのナチス政権の脅威に対処するために、その内閣が工業生産諸力の回復と軍備の増強を最重点課題とした経済政策の展開様式にとって、法定週40時間労働制の存在が最大の障害になっているという政策判断に基づいて発令された⁽⁶⁾。そして、そこに、経済危機を開拓する課題にむけて労働基準保障制度の政策展開様式が担う役割を歴史認識するために必要な研究史の問題点が浮上する⁽⁷⁾。

法定週40時間労働制は、第2次世界大戦直後に1946年2月25日法が制定・公

(6) Cf. Elisabeth du Rau, L'aménagement de la loi instituant la semaine de quarante heures, dans René Rmond & Janine Bourdin (dir.) *Edouard Daradier, Chef de Gouvernement*, Presses de la fondation nationale des sciences Politiques, Paris, 1977, pp.129-148.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

布されて復活して、1982年1月16日のオルドナンス（大統領令）によって法定39時間労働制が発足するまで存続しているが、法の制定・公布後2年半も経過しない時点で、同法が経済再生課題をめざして労働基準を改革する社会的役割が、経済危機対策としてのデクレ・ロワに強制されて衰退したのである。それは、法定週40時間労働制を効力停止させた内閣の首相である急進社会党（以下、急進党と略す）の党首エドゥアール・ダラディエ Édouard Daradier が、ヨーロッパの国際関係の破局的な緊張状況を緩和させるための対ナチス宥和政策として、同年9月25日に、フランスの同盟国であるチェコスロバキアのズーデン地方をドイツのナチス政権に割譲する「ミュンヘン協定」に調印していた時期でもある。さらに、法定週40時間労働制の廃棄と「ミュンヘン協定」の締結に抗

(7) 1965年3月26, 27日にパリで、Fondation nationale des sciences politiques が主催した国際シンポジウム《Leon Blum, chef de gouvernement (1936-1937)》で、「レオン・ブルムの経済政策」と題するジャン・マルセル・ジャンヌネ Jean Marcel Jeanney 教授（元社会相）の報告内容と、マンデス・フランスがそれをコメントした論旨が対立した意味を、フランス経済史の碩学ジャン・ブービエ Jean Bouvier 教授が、その焦点となった人民戦線ブルム内閣の週40時間労働制経験をめぐる問題点は、古くして新しい「常に開かれた論争」の課題の一つであると書かれている。Cf. Jean Bouvier, Un débat toujours ouvert: La politique économique du Front Populaire, *Le Mouvement Social*, no 54, Jan-Mars, 1966. 同稿は、Jean Bouvier dir. *La France en Mouvement, 1934-1938*, Champ Vallon, Paris, 1986. に再録されている。

研究史の系譜は、「ケインズ一般理論の同時発見者」という評価で著名なミハウ・カレツキが、Michael Kalecki, *Lessons of the Blum experiment, Economic Journal, XLVII, March 1938* で、人民戦線ブルム内閣の経済政策が恐慌脱出課題に失敗した過程を計量経済学の手法で析出した要因分析と、その歴史認識の内容を批判してロベール・マルジョラン Robert Marjolin が、Robert Marjolin, *Reflections on the Blum experiment, Economica V no. 18 May 1938* で、経済過程を分析した内容が対立した過程にさかのぼる。その後の研究動向のなかで評価が対立した焦点は、週40時間労働法の制定・公布過程がもたらした経済的諸結果と、1936年10月1日通貨法に基づいて実施された本位貨フランの平価切下げ政策がもたらした経済的影響をめぐる問題についてである。

欧米諸国でフランス人民戦線史の新しい研究動向を代表する成果といわれている Julian Jackson, *The Popular Front in France: defending democracy, 1934-38*, Cambridge University Press, 1988, でも、人民戦線ブルム内閣の法定週40時間労働制をめぐる政策経験の研究史の問題点に重要な関心をむけられている。その訳書、ジュリアン・ジャクソン著、向井喜典ほか訳『フランス人民戦線史—民主主義の擁護、1934-38年—』、第6章「パン」—ブルムのニューディール、昭和堂、1992年、参照。

議した労働組合全国中央組織 Confédération Générale du Travail,CGT が、フランス社会党とフランス共産党から支持をえて11月30日におこなった全産業部門24時間の抗議ゼネラル・ストライキを、その内閣が弾圧して、週40時間労働法の制定・公布過程を促迫した労働者の組織的力量を壊滅的に激減させている。それに続いて、この内閣が軍需工場の標準労働日を週60時間に延長できる施行政令を翌39年3月20日に発令している。翌40年に、ナチス占領下で国土を両断されたフランスで7月に第三共和政憲法が廃止されて、議会共和制の伝統に底流する民主主義的自由の理念が屈辱的に瓦解した時期である。

本稿では、それらの動態を視野におさめて、世界最初の週40時間労働法の適用・実施過程が、世界大恐慌の衝撃によるフランス経済の危機の諸相に制約されて、その政治社会状況が推転する過程と連動して暗転した軌跡がもった歴史的位相を、歴史としての現在にむけて追跡する。問題の所在は、そのためにも、恐慌下のフランスで週40時間労働法が制定・公布された過程にさかのぼって確かめる必要があろう。そして、そこに、同法の政府法案を議会に提出した内閣が「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標としていながらも、その社会・経済政策の展開様式に内在した光と影の諸矛盾が、その後の政策暗転過程に与えた致命的な影響を見いだしたいと考えている。

林直道教授が退任されるに当たって、長年にわたるご高配に感謝して本稿を捧げたいと思う。先生のご健康とご多幸を祈念させていただきたいと思う。

1 週40時間労働制の成立過程と購買力政策理念

恐慌下のフランスで1936年6月21日に世界最初の週40時間労働法が制定・公布された政策経験は、さきに書いたように、法定労働時間を短縮して雇用機会の創出と賃金総額の増加を達成する課題を政策目的とした政府法案を議会が可決して、世界大恐慌の衝撃がフランスでも大量な構造的失業を排出した経済危機を開拓する課題をめぐって展開した。それは、同法の政府法案が、労働者の人格を実現するために法定労働時間の短縮による余暇の拡大と雇用機会の創出

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

を課題とした社会的目的と、賃金総額の増加を国内市場の購買力として役立てるという経済再生構想を、労働者の生活防衛の要求に応えて統一的に表象した労働基準保障制度の世界史に画期的な改革の法的確定である。もとより、同じ過程で世界最初の年次有給休暇法が制定・公布されて担った役割を含めてである。

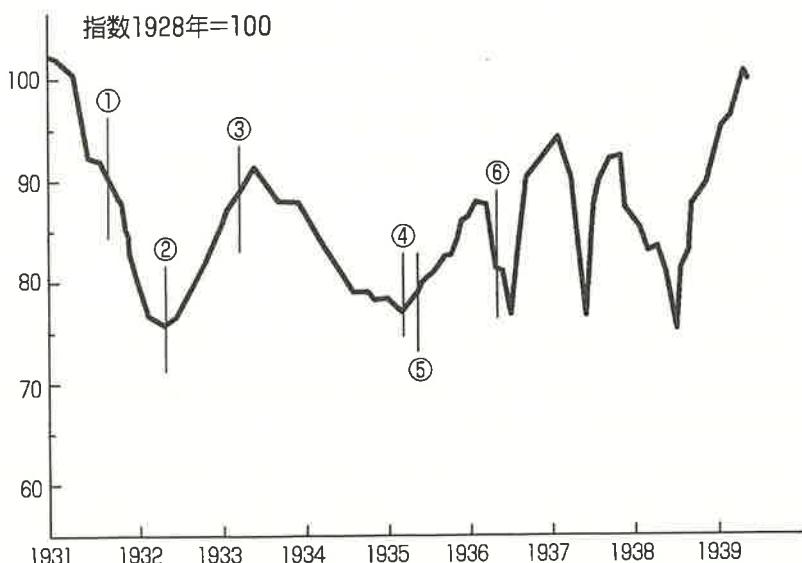
両法の制定・公布過程を促迫した労働者の生活防衛の要求が担った社会的役割は、恐慌下の隣国ドイツで1933年1月に政権を獲得したナチスがヨーロッパの国際関係を侵犯する脅威に触発されて、第三共和制フランスの議会政治が有効な恐慌対策をもたない短命な内閣が相次いで交替していた機能不全状況を革新するために、議会共和制の伝統に底流する民主主義的自由の理念を多数者の社会的連帯によって再生させるために、労働者の運動が都市中間層と農民層など広範な中産階級の諸要求と連帶する過程を進めた課題によって表象されている。すなわち、フランスで国内外からのファシズムの脅威に対抗して、反ファシズム議会制民主主義の擁護の課題を担う多数派形成の運動を、左翼諸政党が連合して政治指導した人民戦線運動の経験である。この運動は、1920年代から分裂と相克の連鎖を重ねてきた労働組合運動が、1936年3月初旬に労働組合全国中央組織 CGT の再合同大会で全国的な再統一の課題を達成した過程を、その最大の大衆的基盤組織として進展した。そして、この運動が知識人層の社会意識が覚醒する動態に支えられて首都パリを中心に社会的に高揚する過程で、1936年春の下院総選挙の結果に基づいて、フランス社会党の党首レオン・ブルムを首相とする人民戦線内閣（以下、人民戦線ブルム内閣と呼ぶ）が、同年6月4日夜に成立した後ほどなく、政府法案を議会が可決して週40時間労働法と年次有給休暇法が制定・公布された。

下院総選挙の結果に基づいて、6月6日午後に下院で信任された施政方針表明のなかで、首相ブルムは、「フランス経済を生き返らせて、失業者を吸引し、消費可能な所得を増加させて、真の富を自己の労働によって創造するすべての人たちに、いくらかの福祉と安全を提供する⁽⁸⁾」と、新しく成立した内閣がめざす社会・経済改革の政策理念の目標を述べている。この時期にフランス経

(8) Leon Blum, *op.cit.*

済の動態は、世界経済の趨勢が1934年夏を境とする不安定な性格の景気回復過程へ推移していた状況のなかで、なおも構造的失業が深刻な恐慌局面を深めていた。(第1図、第2図 参照)。それは、世界大恐慌の衝撃によって、1931年9月に金本位制から離脱して平価切下げ政策を実施していたポンドと、33年4月に金本位制から離脱して平価切下げ政策を実施していたドルの国際競争力に重圧されて、本位貨フランの金平価が低落する内外価格差が急拡大して資本の海外流出が進む過程で、歴代の内閣が、政界と財界に支配的で世論も支持していたフランの金本位制を維持する政策志向に基づいて、政府財政支出を抑制する物価騰貴対策として、恐慌下でデフレーション政策を踏襲してきた結果である。その深刻なデフレーション政策に対する批判が労働者や農民の間から高まる過程で、世界大恐慌の初期にはアメリカ経済に次ぐ世界第2位の金保有国と

第1図 工業生産指数の変動

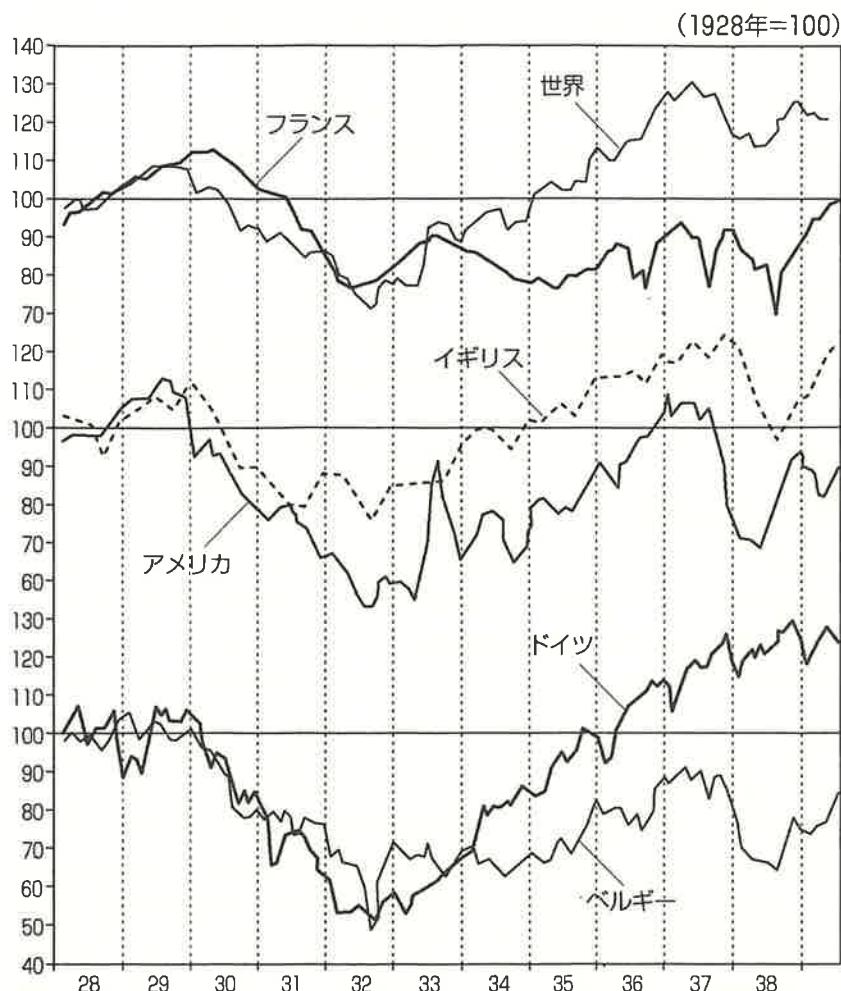


(注) ①ポンド切下げ、②1932年5月、③ドル切下げ、④1935年4月、⑤ラヴェル内閣成立、⑥人民戦線内閣成立。

出所、竹岡敬温・和多則明「世界恐慌期フランスの景況と経済政策の基本方向」
「大阪大学経済学」Vol.22 No.4、1973年、6ページから転載。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

第2図 世界の鉱工業生産指数、1928年～1939年6月



注) フランスはSGF、世界及びドイツはInstitut für Konjunkturforschung、アメリカはFRB、イギリスはLondon and Cambridge Economic Service、ベルギーはInstitut des Sciences Economiques de Louvainの指標。イギリスのみ各四半期、他は各月。

出所) SGF[1941]pp.212～214より作成。出所)和仁道郎「戦間期フランスにおける景気循環(1)」、東京大学『経済学論集』第59巻第2号 1993年、58ページから転載。

なっていたフランス経済の金準備高が急減する趨勢を回避するために、フランスも金本位制から離脱して平価切下げ政策を実施する必要があると元大蔵大臣で中道右派の有力者が主張して、白熱的な論争を各界に展開させていた時期もある⁽⁹⁾。

1930年代の世界大恐慌の衝撃は、先進資本主義諸国で経済過程に介入する国家の行財政機構が担う役割を恐慌脱出課題にむけて管理経済的方向へ肥大化させて、国際通貨制度の金本位制が全面的に崩壊して管理通貨制度へ移行する国際通貨危機の過程で、世界市場の動態をブロック経済に分裂させる各国の対外経済政策が競合して、第2次世界大戦の勃発を切迫させるファシズムの脅威が台頭する状況を国際的に基礎づけた。その歴史的激動状況のなかで、フランスでは歴代の内閣が金ブロック経済を最後まで維持する国際通貨政策を続けていて、第三共和制フランスの議会政治が混迷する状況を経済過程からも深めていた。その過程で、1934年2月4日夜に、恐慌下で台頭した極右諸リーグが放火と流血の反議会制暴動で下院を威嚇して、成立したばかりの急進党内閣が議会の信任をえながら翌7日午前に総辞職した。第三共和制フランスの議会史に前例がなかったこの街頭からの暴力に抗議して、労働者と知識人層の反ファシズム運動が首都パリで進展する過程で、フランス共産党とフランス社会党が長年にわたる相互不信を克服して反ファシズム統一行動協定を同年7月27日に締結した。そして、地方都市と農村の広範な中産階級を主要な支持基盤として第三共和制フランスの議会政治を代表していた名望政治家の伝統をもつ急進党も、翌35年にやがて参加した人民戦線運動を進める諸政党と諸団体の全国中央

(9) Cf. Kenneth Moure, *Managing the franc Poincaré: Economic understanding and political constraint in French monetary policy, 1928-1936*, Chap. 6, The devaluation debate, Cambridge University Press, 1991. その訳書、ケネス・ムーレ著、山口正之監訳、向井喜典ほか訳、『大恐慌とフランス通貨政策—ポアンカレ・フランの管理の経済的理解と政治的拘束、1926～1936年—』、第7章、平価切下げ論争、晃洋書房、1997年、333～400ページ、参照。拙稿「世界大恐慌の衝撃とフランス通貨政策—1936年の『ブルムの実験』の暗転契機—」、大阪経済法科大学『経済学論集』第22巻1号、1998年、所収で書いたように、原著者からフランス銀行創立200周年記念としてフランス語版を公刊される内容の大部な追加原稿を恵贈してくださった指示に従って訳出した。なお、フランス語版は顧学ジャン・シャルル・アスラン Jean Charles Asselin 教授の序文を付して1994年に公刊されている。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

組織として、人民連合全国委員会が翌35年7月14日に首都パリの大集会で結成された。それは、フランス共産党が国際的視野からも画期的な戦術転換によって主導した運動であり、人民連合全国委員会が、知識人層からの協力をえて人民戦線運動の共同綱領として策定した「人民連合綱領」（以下、人民戦線綱領と呼ぶ）を、翌36年1月12日に同年春の下院総選挙にむけて発表した。その過程で、労働組合運動の全国的な再統一を達成する課題も、同年3月初旬のCGT再合同大会で達成されていて、それらの過程が新しい発達段階を迎える画期となつた課題が、首相ブルムがいう「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標とした人民戦線ブルム内閣の政策展開様式の成否である。

人民戦線ブルム内閣は、「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標とする党首が首相となったフランス社会党から入閣した閣僚が社会・経済政策を主管して、自由主義経済体制の伝統的な政策理念に固執する急進党からも、党首で元首相のエドゥアル・ダラディエが国防相と副首相を兼任して、外交・国防政策を主管する閣僚が入閣した。社会共和同盟からも少数の閣僚が入閣して、フランス共産党とCGTが首相となるブルムからの再三にわたる入閣要請を謝絶して緊密に閣外協力した連合内閣である。下院総選挙の結果は、議会第1党であった急進党が得票率も議席数も激減し、フランス社会党が得票率も議席数も微増して議会第1党となって、フランス共産党が得票率も議席数も結党後はじめて飛躍的に激増した。同党は、諸政党が選挙協力する「共和制の規律」を「人民戦線綱領」に基づいて厳守した唯一の政党であり、「人民戦線綱領」に集約された制度政策要求を実現するために、フランス経済を支配する「200家族」と呼ばれていた金融寡頭制に対抗して、「反200家族国民連合」を結成する課題を同年1月下旬の党大会で下院総選挙にむけて発表していた。反人民戦線派の諸政党が伝統的な集票基盤をなおも強固に確保していたが、人民戦線ブルム内閣が成立した過程は、下院総選挙後の5月中旬から首都パリ周辺の新鋭重工業地帯で、労働者が職場に座り込む「工場占拠」をともなって続発した大ストライキが、6月2日からパリ地域の機械・金属工業部門を中心に、従業員10人未満の零細企業の従来は労働争議の経験がなかった大多数の未組織労働者も含めて、全国各産業部門の多くへ一挙に急拡大したフランスの労働争議史に空

前の社会的激動状況のなかで迎えられた。それは、フランスの労働組合運動が、伝統的な「少数活動家」の時代から「大衆的労働組合運動」へ発展した画期である。

恐慌下のフランスで鬱積していた労働者の生活防衛の要求が、人民戦線ブルム内閣の成立と呼応して社会的に爆発した自然発生的な性格をもつこの未曾有の社会的激動状況を鎮静させる課題を先決要件として、人民戦線ブルム内閣は6月4日夜に大統領アルベール・ルブラン Albert Lebrun に閣僚名簿を提出して成立した。首相ブルムは下院総選挙の結果に基づいて成立する議会で信任を得るまで政権を掌握できないと考えていたが、大統領から強く要請されたので、ロジェ・サラングロ Roger Salangro とジャン・ルバ Jean Lebas (いづれもフランス社会党員) を、その場ですぐに内務省と労働省に派遣して大臣としてストライキを収拾するための労使関係の調整に着手させた。首都パリでは一般商業新聞の発行もストライキのために途絶えていて、翌5日に発行された新聞は、人民戦線内閣の成立を報道した社共両党の機関紙と極右リーグであるアクシオン・フランセーズの機関紙だけであった。こうした状況のなかで、首相ブルムは、ストライキ参加労働者が政府を信頼するように同日正午から3回にわたってラジオ放送して、週40時間労働と年次有給休暇と団体協約に関する政府法案を新しく開会される議会に提出することを約束するとともに、「あらゆるパニック、あらゆる混乱は、人民戦線の敵の黒い計画に手を貸すことになろう。⁽¹⁰⁾」と訴えた。そして、同日夜に経営者団体全国中央組織 Confédération Générale du Production Française, CGPF の会長ルネ・デュシュマン René Duchmin らと会談して、全般的な賃金増額の協定を労働組合と締結する用意があるのでストライキ収拾交渉の会談を政府が斡旋するようにと依頼された。それは、前日夜に鉄鋼経営者団体 Comité des Forges の総代理人ランベール・リボ Lambert-Ribot から電話で要請されて、CGT の指導部の了解もえた会談であり、6月6日午後

(10) Programme du Rassemblement Populaire. 関連して、拙稿「大恐慌期のフランス経済再生構想の位相—人民戦線形成過程の政策理念—」(1)～(2)、大阪経済法科大学『経済学論集』第25巻2号～第26巻1号、2001年11月～2002年6月、所収でも考察した。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

に下院で施政方針表明を信任された首相ブルが、翌7日午後に労使双方の各全国中央組織の代表団を首相官邸マティニヨン宮へ招いて、サラングロ内相ら政府代表者も参加するストライキ收拾交渉の会談を司会した。

会談は、労使間の団体協約の即時締結と賃金水準の全般的引上げを主要議題として午後3時から開かれて、団体協約の締結については、その基礎的部分が、パリ地域のストライキの主力であった機械・金属工業部門の団体協約締結交渉で煮詰まっていたこと也有って、比較的短時間のうちに妥結したが、賃金交渉は、フランスの産業構造に特有な「異常に低い」賃金の存在を重視してその是正と併せて最低10%から15%にわたる全般的な賃金増額を要求したCGT代表団の主張に、CGPF代表団が法定週40時間労働制の実施とそれが重なることを懸念して譲らなかったので、会談は数時間にわたって中断した。会談が再開される直前に、首相ブルムが、「週40時間労働と有給休暇と団体協約に関する諸法案は明後火曜日に〔議会へ〕提出されるであろう」と約束した手紙を、CGTの書記長レオン・ジュオー Léon Jouhauxに送っていて、再開された会談は、労使間の争点を首相ブルムが仲裁した提案に両代表団が同意して、翌8日午前零時40分に、「マティニヨン協定」とよばれる労使協定の調印に到達した。その内容を、同日の社共両党の機関誌とCGTの機関紙が、「フランスの労働者の歴史上最大の勝利である」と歓迎している。

労使双方の代表団が合意した首相ブルムの裁定は、最低7%から15%にわたる全般的な賃金増額、ただし、各企業の支払賃金額の増加率が12%を超えないこと、さらに、「異常に低い」賃金については、それを是正した上で全般的な賃金水準の引上げに参加することという内容であり、「マティニヨン協定」の第4条に明記された。同協定書は、「経営者代表は労働の団体協約の即時締結を承認する」と第1条に明記して、労働者は何者にも拘束されずに労働組合に加入する権利をもち、使用者はそれを理由に解雇などの不利益処分をしてはならないと、第3条に明記するとともに、CGPF代表団からの要求に応えて、従業員10人以上の全企業で労働組合員を含む全労働者から選出されて、各企業での従業員の個人的苦情を代表する従業員代表制を設置することを、第6条で義務づけた。そして、「組合権の行使は結果として法律に違反する行為であってはなら

ない」（第3条）と明記して、今回のストライキ参加労働者に対して雇主がいかなる制裁も加えないことを、第6条で協定している。人民戦線ブルム内閣は、この協定の内容を前提として、労働基準の保障と労使関係の規制を法定する画期的な改革諸制度の政府法案を、前年7月にラヴァル Pierre Laval 内閣が実施していたデフレーション政策を廃棄する政府法案と併せて、火曜日、6月9日に下院へ提出した。それらが議会で可決されて、人民戦線ブルム内閣の財政政策の基調は、恐慌下で歴代の内閣が進めてきた政府財政支出を抑制するデフレーション政策を廃棄して、社会経済改革を実現するために政府財政支出の膨張をともなうリフレーション政策へ転換した。この政策転換過程を集中的に表象した社会改革の法定制度が、週40時間労働制の法的確定をはじめとする社会政策の改革諸制度である。法案議会審議過程が野党の妨害によって遅滞しないように下院に特別委員会を設置する政府法案も議会で可決されて、労働者の人格の尊厳を擁護して多数者の生活防衛の要求に応える「社会改革と経済再生の同時達成」を実現する展望が開かれた。

人民戦線運動を進める諸政党の連合が下院総選挙で勝利した意義を祝賀して、7月14日に首都パリのナシオン広場で開かれた大集会で、首相ブルムは、「社会正義へのあらゆる努力、あらゆる前進は、フランスの労働者を共和制と国家に結びつける。かれらに共和制を擁護する新たな理由を提供することこそ、人民戦線の目的である⁽¹¹⁾。」と、演壇から聴衆に呼びかけている。「パンと自由と平和のために」という標語が、「人民戦線綱領」に結実した多数者の生活防衛の要求を集約する運動の目標であり、「デフレーションでもなく、[フラン]の平価切下げでもなく」という方向で経済再生課題を達成する要求が、恐慌下で歴代の内閣が進めてきたデフレーション政策かもたらした社会的貧困を克服するために、人民戦線運動を進める諸政党の連合が表明していた共通の政策志向である。人民戦線ブルム内閣の成立と呼応して全国各産業部門の多くへ急拡大した未曾有の大ストライキに反発して、資本の海外逃避が下院総選挙後から急増し始めた経済危機の過程で、首相ブルムも、下院で施政方針表明を信任さ

(11) *L'Oeuvre de Leon Blum, Vol.IV, Part 1.1934-1937, du 6 fevrier 1934 au Front Populaire, Les Lois sociales de 1936, La guerre d'Espanige*, Albin Michel, Paris, 1964. pp.271-2.

れた6月6日午後に、政府はフランの平価切下げ政策を実施するつもりがないと下院で野党からの批判に反論して言明している⁽¹²⁾。

「マティニヨン協定」の締結後も容易に鎮静されなかった労働者の生活防衛の要求が、6月12日にかけて首都パリを中心に各地で最高潮に激化した。国際的視野から見ると、この時期は、下院総選挙にさきだつ同年3月7日に、隣国ドイツのナチス政権が、1925年のロカルノ協定で定められた独仏国境のライン・ラント非武装地帯へ陸軍を進駐させて、再軍備政策でヨーロッパの国際関係を侵犯しあじめた時期でもある。6月11日現在のフランスのストライキ参加労働者数は、政府統計によれば116万5,000人となっていて、従来の最高を記録した1920年の年間計132万人に近い数値を示している。1918年に制定・公布された団体協約法にもかかわらず、団体協約の締結件数を恐慌下で極度に激減させられていた労働者の多くが、雇主が団体協約締結交渉に応じるまでストライキを解かなかつた不満の爆発であり、6月11日は、年次有給休暇法と団体協約法の政府法案が満票に近い賛成をえて可決されて、週40時間労働法案も翌12日に下院で408票対100票の票差で可決された日である。

同日夕刻にフランス共産党がパリ地域の全党員を集めた活動家集会で、同党的書記長モーリス・トレーズ Maurice Thorez が、「工場占拠」という争議形態をパリ市民の進取気象の象徴であり労使関係の新しい秩序を形成したと高く評価するとともに、「現在のところ権力の奪取は問題にならない。…もし現在の目標が大衆の運動をその組織と意識において次第に高めつつ、経済的諸権利の要求を満足させることにあるのであれば、その満足がえられ次第、ストライキを終わらせるすべを心得ていなければ、ならない。…すべてが可能ではない⁽¹³⁾。」と「マティニヨン協定」の締結後の新しい局面に照応する運動の課題を提唱して

(12)首相ブルムは、「或る晴れた朝、われわれは平価切下げを知らせる白紙のポスター、通貨クーデターについての白紙のポスターで壁を埋めてしまうことを、国民がわれわれに期待すべきではないし、心配することもない。」と、野党の財政通として著名な中道右派のポール・レノー Paul Leynaud からの批判に反論して6月6日午後に下院で述べている。Leon Blum, *Journal officielle de la Republique francaise, annueles de la Chambre des Deputes: Debat parlementaire*, 6/16, 1936.p.135.

(13)Maurice Thorez, *Tout n'est pas possible*, L'Humanite, 12 juin 1936.

いる。翌12日に、パリ地域の機械・金属工業部門のストライキ参加労働者の代表が、団体協約の締結を労働組合の代表者に委託して、その拠点であったフランスで最大の自動車工場であり3万5000人以上の労働者を雇用するルノー社のビアンクール工場の労働者が、翌13日に楽隊を先頭に立てて街路をパレードした。同日にフランス共産党の中央委員会が、「すべてが可能ではない。党の主要なスローガンは、『すべてを人民戦線のために、すべては人民戦線によって』である。」という声明を発表している。その前日、12日に、首相ブルムが、「昨日から事態の様相が一変した。…組合組織に疑わしい怪しげな集団の存在を感じる。」と議会で報告していた。パリ地域のストライキは数日のうちに大部分が収拾されて、6月26日に内相サラングロが、全国のストライキ参加労働者数が11日の116万5,000人から16万5,000人へ激減したと議会で報告している。そうした状況のなかで、年次有給休暇法案も、団体協約法案も、週40時間労法案も、政府法案が下院へ提出されてから10日間足らずのうちに、従来はこうした社会改革諸法案に反対しつづけてきた議会の保守派が牙城としていた上院でも5月17、18の両日に可決された。

法案議会審議過程で政府法案が難航した争点は、週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定を実現する政策目的についてである。首相ブルムが下院で信任された施政方針表明で政策規範としていた「人民戦線綱領」では、法定週40時間労働制について、人民連合全国委員会の綱領草案起草委員会で加盟諸政党の意見が一致しなかったので、知識人層の委員が調整して、40という数値を表示しない「週賃金減額をともなわない週労働時間の短縮」という表現にとどめられていた⁽¹⁴⁾。同様な理由で明記されなかった法定年次有給休暇制度の

(14) 「人民戦線綱領」を策定した人民連合全国委員会の綱領起草委員会で、加盟諸政党およびCGTの間で制度政策要求の課題と展望が拮抗して、知識人層の起草委員が理論的な討論にならないように配慮して調整したので、社会経済改革をめざす重要ないくつかの係争点が未決のままで残された。そうした過程で策定された「人民戦線綱領」がもった経済再生構想の位置と性格を、前掲拙稿「大恐慌期フランス経済再生構想の位相—人民戦線形成過程の政策理念—」(1)～(2)、で確かめた。関連して、その経済再生構想が政策展開した過程については、拙稿「大恐慌期のフランス社会政策の改革と障害—人民戦線ブルム内閣の政策経験—」、同上誌第23巻2号、2000年、所収でも考察している。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

創設については、それを1925年から CGT が要求していて、その政府法案を議会に提出された経験もあるので⁽¹⁵⁾、満票に近い票差(295票対2票)で6月17日に政府法案を上院が可決している。また、団体協約法案も280票対2票という票差で上院を通過したが、週40時間労法案については、最大の政府与党である急進党までが上院で厳しく抵抗して、6月12日に政府法案を可決した下院での票差も多くの反対票を含む385票対175票となっている。しかも、この週賃金減額をともなわない週40時間労働制を法定する課題は、フランス社会党とフランス共産党が、反ファシズム課題と恐慌脱出課題を達成するために、1935年9月23日に締結した両党の「共同行動綱領⁽¹⁶⁾」に明記していた制度政策要求の重要な一環であり、ストライキ参加労働者が大衆的に促迫した「根底的要件の一つ」で、人民戦線ブルム内閣が「余儀なくされた」政策判断の所産であった⁽¹⁷⁾。

下院では、批判の多くが野党から提出されて、野党の財政通として著名な中道右派のポール・レノー Paul Leynaud が、賃金減額をともなわない週労働時

(15) 人民戦線ブルム内閣の年次有給休暇法案が議会に提出される過程にさきだって、フランスで最初の年次有給休暇法案が1925年から31年にかけて議会の委員会で論議を重ねられていて法案議会提出者である1925年パーンルヴェ内閣の労働大臣で急進党のデュラフール Antoine Durafour の名を探ってデュラフール法案とよばれる政府法案である。その経過については、広田明「両大戦間期フランスにおける余暇の組織化」、権上康夫、広田明、大森弘喜編『20世紀資本主義の生成—自由と組織化』、東京大学出版会、1996年、所収が詳しい。人民戦線ブルム内閣の年次有給休暇制度の政策展開過程については、広田功「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面—有給休暇と〈余暇の組織化〉」、中央大学人文科学研究所『希望と幻滅の軌跡—反ファシズム文化運動』、中央大学出版部、1987年、所収に学ばせていただいた。関連して、拙稿「フランスの年次有給休暇制度の成立過程—1936年夏『余暇の組織化』政策との関連—」、大阪経済法科大学『経済学論集』第24巻1号、2001年、所収もある。

(16) 「フランス社会党・共産党共同行動綱領」(1935年9月23日)は、「資本主義経済の恐慌の影響を緩和する唯一の手段である勤労者—消費者の購買力の発展を志向する首尾一貫してかつ体系的な活動」を重視して、「労働者全体に労働量を正しく分配し、そのことによって失業の危機を克服しなければならない」と書いて、その重点課題を「労働時間の組織的削減、すなわち、賃金の減額を伴わない週40時間労働の創設を実施すること」に求めている。飯塚繁太郎編『連合政権・綱領と論争』、現代史出版会、1974年に、この共同行動綱領を広田功氏と深沢敦氏が共訳されて収録されている。その共同行動綱領に集約された経済再生構想がもつ意味を広田氏が訳文の解説に書かれている内容も示唆深い。

間の短縮は企業の経営負担を無視する暴挙であって、企業の整理・倒産によつて失業者を増加させるとともに、賃金コストの増大によってフランス経済の国際競争力の低下と輸出の減退を招くと主張した批判によって特徴づけられる。そして、「マティニヨン協定」の締結がもつ意味を、「フランスでは労働者の70%が雇用者100人未満の企業で働いている。それらの最も近代化されていない設備を持っている企業の心臓を協定が直撃した。」と述べて、「産業の大領主…200家族と君は取引した。」と、レノーは首相ブルムを非難した。さらに、「経済法則を無視するならば経済法則が仕返しをする。」と強調している⁽¹⁸⁾。

上院では、上院財政委員会の委員長で急進党の上院代表である同党右派のジョセフ・カイヨー Joseph Cailloux が、「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標とする首相ブルムの経済再生構想を、アメリカ合衆国で実施されているニュー・ディール政策を模倣する「小人の国のローズヴェルト主義」であると呼んで、巨大な資源保有国であるアメリカ経済を景気回復させるために進められた政策が、過大な債務負担国であるフランスで成功するはずがないと論難した⁽¹⁹⁾。首相ブルムは、「フランスには巨額の退蔵貨幣が蓄積されているので、政府はそれを活用する。⁽²⁰⁾」と反論したが、人民戦線ブルム内閣の閣内でも、ナチスの再軍備政策に対抗する新軍備計画を同年9月7日に政府が発表した時期から意見の対立が表面化していて、法定週40時間労働制の実施がも

(17)前掲した1965年春にパリで Fondation nationale des sciences politiques が主催したシンポジウムで、当時の急進党の左派「青年トルコ党」の指導者であったマンデス・フランスがコミュニケーションのなかで、人民戦線ブルム内閣の週40時間労働法は「人民戦線の綱領にはっきりと現れていなかったといつても、労働者大衆の根底的な要求の一つであったことは異論がない。」と証言している。そして、「ストライキ、工場占拠という前例のない社会的激動状況が、労働者の圧力を抑えきれない激しさに醸成した」ので、「新しい政府は、心理的には有効であったが、技術的には必ずしも最善ではなかった条件によって、その意図と改革をきわめて急速に実現することを余儀なくされた。」と述べている。Cf. Pierre Mendes France, Communication sur «La politique économique de Leon Blum» Rene Remond & Janine Bourdin, dir., *op.cit.*, pp. 233-240.

(18)Paul Leynaud, *Journale officiel, Debat parlementaire*, *op.cit.*, 12/6, 1936.

(19)Joseph Cailloux, *Journale officiel, Debat Senat*, 18/6, 1936.

(20)Leon Blum, *Journale officiel, Debat Senat*, *op.cit.*

たらす経済的影響をかねてから疑問視していた副首相で国防相である急進党の党首ダラディエが、週40時間労働法が適用・実施過程を迎えた10月に、同法の適用を緩和させる構想の提唱者であるロベール・ジャコメ Robert Jacomet を秘書官長に任命して、国防産業の労働時間については例外措置をとることができると明記した国防省の デクレを採択させている⁽²¹⁾。

経営者層からの批判も、「マティニヨン協定」の締結に反対する中小企業雇主層を主力として、法案議会審議過程から数多く現れていた。週40時間労働法案が下院を通過した6月12日に、中小企業雇主層の代表的な経営者団体である農工商業共和委員会 Comité Républican du Commerce, d'Industrie et Agriculture が、「マティニヨン協定」の締結がもつ意味を、CGT の書記長ジュオーと CGPF の会長ドウシュマンが「取引」したと批判して、「CGPF はフランスの生産のすべてを代表しているわけではなく、多分いくつかの大企業を代表しているにすぎない⁽²²⁾」と声明している。同日に CGPF の指導部も、「マティニヨン協定」の締結が担った役割についての見解と併せて、法定週40時間労働制の実施がフランス経済の動態に対して賃金水準の引上げよりも大きな恐るべき結果をもたらすであろうという内容の声明⁽²³⁾を発表して、その懸念を「マティニヨン協定」の締結を主導した首相ブルムとサラングロ内相と CGT 代表者らに知らせている。6月21日には、鉄鋼委員会 Comité du Forge のド・ヴァンデル De Vandel 会長が、「協定を拒否すれば革命の鎖を解き放ったであろう。」と鉄鋼大企業経営者の危機意識を表明するとともに、「マティニヨン協定」を締結した CGPF の責任者にむけて、CGPF の代表権を否認する中小企業の雇主層からの批判によって「一時的に失われた評価を回復する時が来た。⁽²⁴⁾」と呼びかけた。「経営者の権威」を再建するために、CGPF がやがて中小企業の雇主層にも門戸を開いて「マティニヨンへの復讐」の運動を進める過程のはじまりである。中小

(21) Robert Jacomet, *L' armement de la France, 1936-1939*, Editions de la Jeunesse, Paris, 1945, p.252.

(22) *L'Ordre*, 12/6 1936.

(23) *Communiqué de la Confédération générale de la production française* (12 juin 1936). Cf. *Leon Blum, chef de gouvernement, op.cit.*, pp. 316-317.

(24) *L'Ordre* 27/6 1936.

企業の雇主層のなかには、ストライキ参加労働者の賃金要求に対して許容的な雇主もいたが、フランスの労働争議史に前例が少なかった「工場占拠」をともなうストライキを所有権の侵害であると批判する敵対感情が、大企業の経営者にも中小企業の雇主層にも共通して強まっていた⁽²⁵⁾。こうした状況のなかで、週40時間労働法案が、6月18日に175票対80票という反対票を多く含む票差で上院を通過した。

週40時間労働法は、労働法典第2巻第1編第2章（労働時間）とすると第1条に明記して、同年6月21日に制定・公布されて、1919年4月23日に8時間労働法を制定・公布されていた標準労働日8時間週48時間の平均有効労働時間の法規制を画期的に改革して、労働基準保障制度の国際的水準を恐慌下のフランスで一举に凌駕した。その法規制の内容は、「工業、商業、手工業および協同組合の諸事業所、または、それらの付属機関において、それが、公共的であるか私営であるか、宗教的であるか非宗教的であるかを問わず、さらに、それが職業教育的または病院や隔離病棟などの公的機関を含む慈善的性格のものであろうとも、労働者および従業員の実労働時間は、性別、年齢にかかわりなく週40時間を越えてはならない⁽²⁶⁾」と、第6条に規定している。それは、フランス全土で雇用関係にある全労働者に週40時間労働の労働基準改革を保障した基本規定であり、「鉱山労働者については入坑時間が週38時間40分を超えてはならない」と、第8条で規定している。そして、法定労働時間の短縮にともなう賃金支払額の変動について、「法が適用された結果として生活水準がなんら低下するものではない」と、第2条で規定している。従来は週48時間労働に対して支払われていた賃金額を週40時間労働に対して支払うことを雇主に義務づけた法規定であり、時間当たり賃金支払額で換算すると20%の増額に相当する。さ

(25) Cf. Ingo Koboom, *La revanche des patronat française face au Front Populaire*, Editions Sept, Paris, 1983. 日本での研究成果では、広田功『現代フランスの史的形成—両大戦間期の経済と社会—』、第7章、人民戦線と雇主の対応、東京大学出版会1994年に多くを学ばせていただいた。

(26) Loi du 21 juin 1936 instituant la semaine de quarante heures, op. cit., cf. J.-M. Jeanneney et Marguerite Perrot, *Textes de Droit Economique et Social Français 1789-1957* Librairie Armand Colin, Paris, 1957, p. 417.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

らに、同法の適用方式は、政府が法で与えられた職権に基づいて、適用対象各産業部門の労使双方を最も代表する職業団体である労働組合と経営者団体に諮問して、労使双方と政府の各代表者で三者構成されている国民経済評議会の議を経て、産業部門別に議会の承認をえて政府がデクレを発令して適用・実施されることを法定して、フランスの労働時間政策の歴史に新しい発達段階が開かせたいわゆる「団体諮問方式」である。同法の適用・実施過程は、11月に石炭産業（9月25日政令、11月1日実施）、12月に機械・金属工業（10月27日政令、36年12月5日～37年3月5日実施）、建設業（11月17日政令、12月16日実施）からはじまって翌37年末までに60以上の施行政令が発令されて、フランス全土のほとんどすべての職種と地域に対して一律適用済みとなっている。

年次有給休暇法は、それと連動して、第1条で労働法典第II編代54条 f と j に位置づけて、「工業、商業、自由業または協同組合に雇用されるすべての労働者、職員ないし徒弟、ならびに手工業の作業場に勤務する職員または徒弟は、事業所における1年間の継続勤務後に、少なくとも12就業日を含む最低15日の年次有給休暇を保障される。」と、第54条 f に規定している。そして、農業労働者とその職員および家内就業者については、第2条で別個に規定している。同法は、「一層長期間の有給休暇を保障する慣行や団体協約の規定を侵害するものではない」と規定していて、労働者の既得権を擁護して年次最低15日間（休日を含む）の長期連續休暇を完全取得する社会権を、工業、商業、自営業、家内就業、農業で勤続1年間以上を達成したフランスの全労働者に、業種、職種、性別、年齢、国籍による差別なく有給で保障した基本法である。法の適用・実施機構は、同一事業所で勤続1年間以上を達成した安定業種に適用される一般制度と、そうした雇用条件を欠いている不安定業種には雇主が分担金を納入する平衡基金で休暇手当を給付される制度と、農業、家内就業、船員に適用される特別制度とから成っている。一般制度では、15日間（ただし、勤続6ヶ月の労働者に対しては1週間）の年次有給休暇の連続取得とその授与を労使双方の義務として、当該年度のヴァカンス期間内に完全消化する必要を法定されて、適用対象産業部門別に議会の承認をえて発令される施行政令で実施された。

週40時間労働法と年次有給休暇法の制定・実施過程が担った歴史的役割につ

いて、「人民戦線内閣が基本的人権のリストに付加した休息と余暇の権利は、1948年に世界人権宣言よって声明される権利であった⁽²⁷⁾。」という有力な評価もある。首相ブルムは組閣に当たって新設したスポーツ・余暇担当國務次官に、36歳で弁護士出身のフランス社会党下院議員レオ・ラグランジュ Léo Lagrange を任命して、かねてからめざしてきた労働者が人格の尊厳を実現するために余暇を有効活用させる政策に着手した。独自な予算要求を上院で否決されて椅子もテーブルも紙もタイプライターも備えられていない小さなアパートの一室で、パリ在住の知識人層の協力をえて活動を開始したラグランジュは、「社会進歩と、労働者の状態に最近加えられた根本的な改革とは、フランスにおいて全面的に余暇の組織化の問題を提起している。スポーツ余暇、旅行余暇、文化余暇、という三つの事業が、尊厳の獲得と幸福の追求という同一の社会的欲求の相互補完的な三つの側面を形成する。……しかし、それらは若干の例外を除けば、今なお一つの社会階級の特権となっていて、ときにはその優位の最も印象的な側面を形成している。必要な社会改革を実現することによって民衆の余暇を創出するとき、人民民主主義の体制は、同時に、これらの余暇を組織しなければならない⁽²⁸⁾。」と、スポーツ・余暇庁が担う課題と役割を述べている。同年夏には、多数の労働者とその家族が政府の「余暇の組織化」政策によって割安にされた旅費と宿泊費で、従来は富裕な階層によって排他的に独占されていたアルプスなどの山岳地帯や南フランスの風光明媚な海岸地帯へ長期宿泊旅行して、年次有給休暇制度によって保障された余暇取得の社会権を満喫した。「スポーツ余暇」の組織化も、「見世物スポーツ」を排除して、青年層の身体状況を改善するための「浄化スポーツ」を育成するための教育研究機関や施設も数多く創設された。また、「文化余暇の組織化」でも、演劇、映画、音楽を民衆の日常生活に導入して、労働者教育の発達と「地域民衆図書館」の建設などで、労働者と知識人の間を古くから隔ててきた障壁を克服する知的交流

(27)Etienne Gout, Oierre Juvigny, Michel Mousel, *La Politique Sociale du Front Populaire*.
Pierre Renouvin et Rene Remond, dir., Leon Blum, op.cit., p.272.

(28)Cf. B. Caceres, *Allons au? devant la vie la naissance du temps des loisirs en 1936*, Paris, 1981, p. 36.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

が進められた。 それらの動態が表象した民衆文化の革新の諸相は、労働基準保障制度の画期的諸改革に統いて、人間的発達の歴史的諸条件をめざす多数者が社会的に連帶する過程を基礎づけた。

「マティニヨン協定」の基本原則を法の世界で追認して制定・公布された団体協約法は、1919年3月25日に制定・公布されていた団体協約法を画期的に改革して、労働基準を集団的に規制する役割を担った政策展開様式である。労働法典第1巻第2編第4章に編入された同法は、団体協約の締結手続きを簡素化して、さきに書いたように、協約締結権をもつ労使両当事者の資格要件を各産業部門の「最も代表的な職業団体に限定して、協約がもつ効力を両当事者と同一の業種または地域の労使双方全員に拡張適用する一般的拘束力の法規定を導入して、産業別さらに全国一律の最低賃金制の成立を法定の協約必要記載事項によって基礎付けた法規定である。団体協約の必要記載事項は、(1)労働者が自由に労働組合に加入または脱退できる権利と言論の自由、(2)労働者10人以上の全事業所に労働者ならびに従業員から選出された従業員代表を設置、(3)職級別および地域別の最低賃金額、(4)休暇の機関、(5)見習工の養成制度と組織、(6)協約の適応をめぐる紛争を調停または仲裁に付託する手続き、(7)協約を改定する手続きを明記することを法定された。なかでも、「マティニヨン協定」の第5条を出発点とする従業員代表制の設置は、企業内における労働組合活動と組合組織の存在を法的にも経営管理でも否認されていたフランスの労使関係にとって、労働組合の活動家が従業員代表に選出されて企業内で活動する可能性を開かせた重要な意味をもっている。団体協約が効力拡張規定を適用される手続きは、各産業部門の労使双方どちらかの請求があれば、労働大臣または県知事が召集する労使合同委員会で協約案を審議・決定して、当事者間の意見が一致しない場合には、調停手続きに付託して、最終的には労働大臣が介入することを法定された。同法の適用細則を定める労働省デクレが7月3日に発令されて、CGT県支部と県商工会議所から選出された同数の委員で構成されて県知事が統轄する県労使合同委員会が各県に設置された。効力拡張命令を受けた協約数はきわめて少なかったが、団体協約の締結件数は、1935年の38件が、同法を適用・実施された36年6月から9月までの3ヵ月間に700件を超え

て、同年末には1123件へ飛躍的に激増している。それは、労働者の組織的力量が増大した過程に照応していて、従来は約10%台にとどまっていた労働者の組織率も45~50%程度に増大し、CGT 傘下の労働組合員数も同年3月初旬の再合同大会時を一挙に4倍増して翌37年の全国大会時に約400万人に達している。(第1表)

第1表 業種別労働組合員数

(単位：人)

	1921	1928	1935	1937
金 属	72,399	37,555	46,559	832,802
織 繩	148,476	61,224	50,184	407,940
建 設	69,808	54,283	36,176	400,946
地下資源	94,229	87,047	45,373	268,425
化 学	3,956	2,490	2,481	155,985
陶磁器	7,586	4,108	2,142	28,013
ガラス	11,020	5,689	895	21,628
皮 革	12,335	14,582	5,952	58,361
港 湾	25,440	20,585	17,170	71,325
食 品	12,426	15,520	12,532	164,063
鉄 道	103,165	180,252	107,202	359,323
運 輸	28,082	52,352	38,483	108,369
公 役 務	77,974	109,703	103,401	232,883
国 営 事 業 所	19,539	32,165	28,381	72,516
タバコ・マッチ	18,110	13,048	9,917	15,038
PTT	28,895	48,432	75,841	94,835
職 員	15,979	13,556	13,349	163,313
書 籍	24,039	26,453	26,382	118,842
公 務 員	5,955	38,131	59,350	73,186
教 員	7,001	71,597	73,482	110,632
農 業	5,803	6,108	5,310	47,981
そ の 他	45,947	30,176	25,166	152,419
合 計	838,064	925,056	785,728	3,958,825

注：1921,28年の数字は労働総同盟（CGT）と統一労働総同盟（CGTU）の合計。

1935,37年の数字は両組織の統一後の数字。

出典： A. Prost, La CGT a l'époque du Front Populaire, Paris, 1964,付表17より作成

労働基準の保障と労使関係の規制を法定する諸制度が画期的に改革される過程で、フランス経済の恐慌局面から脱出するために経済諸制度を改革する政府

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

法案もいくつか議会に提出されていて、議会が夏季休会を迎えるまでの78日間に133の政府法案が議会を通過した時期を、「法による革命⁽²⁹⁾」であったと歴史研究の古典に書かれている。7月18日には、中央発券銀行であるフランス銀行の株主総会を、上位大株主である金融寡頭制「200家族」が専制管理してきた拠点である同銀行の理事会を廃止して、全株主4万人が投票権をもつ株主総会に改組し、協同組合連合会とCGTとCGPFから提出された名簿に基づいて政府が任命して、各省の政府代表者も加わって構成される一般評議会を創設したフランス銀行改組法⁽³⁰⁾が制定・公布された。8月15日には、世界有数の小麦生産国であるフランスの小麦の公定価格を、小麦生産者と消費者と穀物称の各同数の代表者と政府代表者とで協議・決定して、「農民に適正な報酬と労働者に安価なパン価格を保障する」ために国立小麦公団の創設が法定された⁽³¹⁾。この両法は、法案議会審議過程が難航して、政府法案がめざしていた政策目的を大幅に後退させて議会を通過した。フランス銀行の管理・運営機構の改革は、金融寡頭制「200家族」の専制的管理を排除してフランス銀行を政府金融機関へ改編するための画期的な制度改革であったが、「信用配分問題には全く手をつけていない。いわば表面的な諸改革にすぎない⁽³²⁾。」と政府法案の提案理由の説明者が書いている。8月中旬には、会計検査院総裁の現職のままで首相ブルムによって併任されたフランス銀行総裁が、フランス銀行は伝統的な信用政策を継承すると、同銀行の第1回一般評議会で言明して、人民戦線ブルム内閣が必要とした公的信用を拡張する要求を牽制している。

首相ブルムが国内市場を活性化させるための政策展開様式の財源として期待して、約360億フランと推計されていた国内退蔵貨幣を流通界へ還流させるた

(29)Georges Lefranc,*Histoire du Front Populaire*, Payot, Paris, 1965, p. 167.

(30)Loi du 24 juillet 1936 tendant à modifier et à compléter les lois et statuts qui régissent la Banque de France

(31)Loi du 15 août 1936 tendant à l'institution d'un Office national interprofessionnel du blé.
Cf. J. Fauvet et H. Mendras, *Les paysans et la politique*, Press Université Française, Paris, 1958, p. 196.

(32)A. Dumora, *La réforme de la Banque de France et l'évolution monétaire de juin 1936*, 1939.

めに、7月1日に売り出した従来になかった小額の国債も、応募締切り日になつても発行限度額100億フランに程遠く、9月中旬に蔵相ヴァンサン・オリオール Vincent Auriol が、「経済生活と金融市場に責任を持つ指導者」の支配力の強さと非協力を厳しく批判している⁽³³⁾。工業生産指数が低迷していた状況のなかで内外価格差の圧力が強まって、大量な短期資本の海外逃避が8月末から破局的に激増して、9月初旬に海外逃避資本総額は68億100万フランとなって、フランス銀行の金準備高の喪失額が9月末までに約52億フランに達している⁽³⁴⁾。ヨーロッパの国際関係が破局的に緊張する過程に照應して、ナチスの再軍備政策に対抗するために人民戦線ブルム内閣が9月3日に新軍備計画を発表した時期に、フランス銀行の金準備高は国防上の最低必要限度額と軍部が算定していた500億フランに近い水準にまで激減していた。この新軍備計画を実施するための軍事費の膨張によって、首相ブルムが経済再生課題を達成するための「主要な支柱」であると公言していた失業対策事業へ充当する政府財政支出を当初の予算計上額よりもやがて大幅に削減せざるを得なくなつた。そこに、フランス経済の恐慌局面を重圧してきた内外価格差が急拡大して海外逃避資本が破局的に激増する状況のなかで、人民戦線ブルム内閣が、歴代の内閣によって累増された政府財政赤字を継承した負の遺産による致命的な障害が表象されている。(第2表 参照)。

「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標とした人民戦線ブルム内閣の経済再生構想が、工業生産諸力の回復が進まず経済危機と財政危機が重層したこうした状況によって重圧されていた過程で、「経営者の権威」を再確立するため「マティニヨンへの復讐」を進める CGPF の反労働組合活動が、「大企業経営者と中小企業経営者の連合」を結成するために熾烈に展開した。中小企業雇主層も加盟する Confédération Générale du Patronat Française へ8月に改組・改称した CGPF は、大企業の経営者の關税や税金など経済問題に限定して

(33) Kenneth Mouré, *Managing the franc Poincaré*, op.cit., p. 152, 前掲訳書『大恐慌とフランス通貨政策』354ページ、参照。

(34) Alfred Sauvy avec d'Anita Hirsch, *Histoire économique de la France entre les deux guerres*, Vol. III Economica, Paris, 1984, p. 25.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

第2表 国家予算収支

(単位 1100萬フラン)

年	収入	支出	収支決算
1926	43,064	41,976	+1,088
27	46,086	45,361	+725
28	48,177	44,243	+3,929
29(2)	64,268	58,850	+5,419
30-31	50,794	55,712	-4,918
31-32	47,944	53,428	-5,484
32(5)	36,038	40,666	-4,628
33	43,436	54,945	-11,509
34	41,070	49,883	-8,813
35	39,485	49,868	-10,383
36	38,893	55,789	-16,896
37	44,451	65,645	-15,605
38	54,653	82,345	-27,692
39	63,354	150,116	-86,762

(2)15ヶ月 (5)9ヶ月

典拠 INSEE, *Annuaire Statistique, resume retrospectif*, 1951, 1952, p.303*.

いた活動の重点を社会・労働問題に転換した。10月には、「マティニヨン協定」の締結を CGPF で主導した稳健派の会長デシュマンが辞任して、財界誌の編集長で反労働組合主義の論説で著名な知識人であるクロード=ジョセフ・ジヌー Claude-Joseph Gignoux を新会長に迎えて、10月9日にジヌーは、就任演説のなかで「中小企業経営者や手工業者の生活を条件づける諸権利の防衛」に努力するために、「商工業での役職」を持たないで経営者運動に専念する「経営者層の事務職員」によって運動が担われなければならないと力説している⁽³⁵⁾。「雇主よ雇主たれ」と強調した経営者層の反労働組合活動が熾烈に展開する過程で、労働者の抵抗も同年5月中旬からの未曾有の第ストライキの過程で急増した青年労働者層を主力として9月初旬から各地で自然発的に激化して、ストライキの長期化傾向を嫌惡する都市中間層など中産階級の反労働組合感情も広がった。さらに、労働組合運動にフランス共産党の影響力が急速に浸透する状況に反発する集団を、CGT の副書記長らが指導して機関誌を10月から発行しはじめた時期もある。こうした状況のなかで、CGT の指導部は、ストラ

(35) Claud Joseph Gignoux, *Patrons! Soyez patrons*, Paris, 1937, p.9.

イキ労働者が孤立化することによる労働組合運動の危機を回避するために、9月24日の全国評議会で、CGPF の反労働組合活動を規制するために強力な労働争議強制調停・仲裁制度を創設する必要を人民戦線ブルム内閣に提案した。

人民戦線ブルム内閣は、同年7月18日に隣国スペインの全土で陸軍が人民戦線内閣に反抗して勃発した内戦に、ナチス・ドイツとファシスト・イタリアの政府が軍事力で介入してヨーロッパの国際関係が破局的に緊張した環境に翻弄されていた。なかでも深刻であった事態は、8月8日に閣議決定された「不干渉」政策を主導した人民戦線ブルム内閣の外交・国防政策を主管する急進党と、スペインの人民戦線内閣からの救援要請に応える必要を課題としたフランス共産党との間に先鋭に顕在化した軋轢が、政府与党と CGT 傘下の労働組合の内部に深刻に投影した状況である。その軋轢を深めた問題点は、スペイン内戦「不干渉」政策問題にとどまらず、外交、内政、財政・金融問題にわたっていた。首相ブルムも困惑して辞職を考えた状況のなかで準備された労働基準保障制度の画期的な改革が、人民戦線ブルム内閣の社会経済改革の構想を集中的に表象した週40時間労働法を、石炭産業に対して施行する政令の発令からはじまった適用・実施過程である。

週40時間労働制の法的確定を人民戦線ブルム内閣が必要とした経済的目的は、さきに書いたように、賃金総額の増加を国内市場の消費購買力として役立てる課題であり、法定労働時間を短縮して失業者を吸引するために雇用機会を創出する課題であった。首相ブルムの経済再生構想がめざした課題と役割については、「その一般的理念は、豊富な財を販売し再生産能力を十分に活用するために、消費者の需要を引き起こすことにある。そのためには、まずなによりも、賃金を増加させる必要がある。……後者(賃金生活者)は前者(企業家)とは反対に自分たちの即時の必要を満足させるためにすぐに消費する。その結果、貨幣がより速く循環して経済活動に何本もの導管を通すことによって、経済活動に活力と健全さを再生させる⁽³⁶⁾」。という当時の経済学者の有力な説明もある。すなわち、それは、多数者である労働者と農民の賃金=所得=購買力の拡大に基点をおいて、国内市場の消費需要の増加と生産物総量の増加による生産

(36) Alfred Sauvy, *op.cit.*, Vol. I, pp. 189-190.

物コストの縮小を通して、利潤の増大とその再投資を展望する経済再生構想であったといえる⁽³⁷⁾。賃金総額の増加を政府統計によると、パリ地域の機会金属産業部門では労働者の時間当たり平均賃金の名目額は、1935年から36年第1四半期までは約5.50フランであったのが36年第3四半期になると6.70フランに増額していく（第3図 参照）、その後も急上昇傾向を続けている。その間に物価指数の変動は、36年6月から急上昇して9月には420(1913年=100)に達していく（第3表 参照）。8月19日に制定・公布された物価騰貴抑制法に基づいて全国と各県に設置された物価監視委員会による規制効果もほとんどなく、実質賃金の上昇率は極めて低かった。失業者を吸引して経済再生課題に役立てるために公共土木事業を開発する政策も、8月11日に公共事業法が制定・公布されて、8月19日に制定・公布された教育改革法で、義務教育終了年限を13歳から14歳へ一年間延長と小学校教員の増加による教育水準の向上と併せて、労働市場へ義務教育終了者が流入する時期を1年間遅らせるという失業対策的役割も政府法案は期待していた。また、社会政策の展開様式の画期的な諸改革による影響と賃金増額とによって経営困難となった中小企業雇主層と輸出業者に対して、政府資金を低金利で貸付ける制度も法定されたが、この制度による他は「依然として9~12%の禁止されている高金利でしか信用を獲得できなかった⁽³⁸⁾。」といわれている。

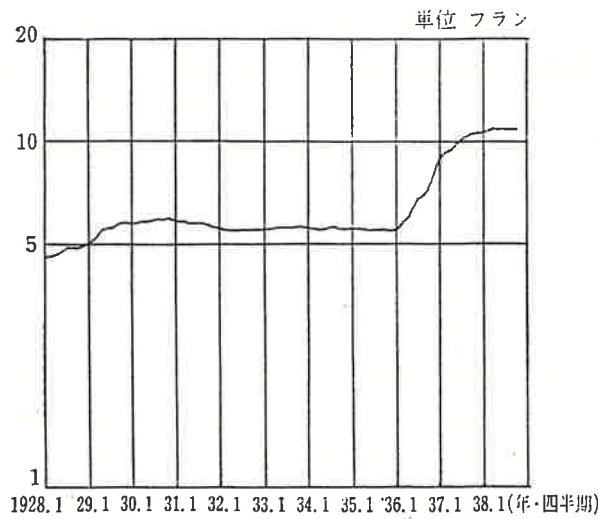
人民戦線ブルム内閣の経済再生構想を致命的に制約した障害は、大量な資本の海外逃避による生産資本の不足とフランス銀行の金準備高の破局的な激減を解決するために、10月1日通貨法⁽³⁹⁾に基づいて実施された本位貨フランの金本位制離脱と平価切下げ政策の結果である。1935年11月29日に下院での演説のなかでブルムはフランも平価切下げ政策を実施する必要を承認していたが、6

(37) Cf. Jean-Marcel Jeanney, *La politique économique de Léon Blum*, Pierre Renouvin et René Rmond, *Léon Blum*, op.cit., p. 213.

(38) F. Maurette, A Year of Experiment in France, *International Labor Review*, July-August 1937. その訳文、フェルナン・モーレ著、振津純雄訳「フランスにおける『実験』の一年」大阪経済法科大学経済研究所『経済研究年報』第12号、1993年、所収、108ページ、参照。

(39) *Loi monétaire du 1 octobre 1936.*

第3図 パリ地方金属労働者 1時間あたりの賃金

出典 *Mouvement économique de 1929 à 1939*, p. 193.

第3表 物価指数

	卸売物価指数 (1913年 = 100)	消費物価指数 (1930年 = 100)
36年5月	374	76.4
6	378	76.7
7	391	77.2
8	404	79.9
9	420	80.5
10	471	83.9
11	492	87.9
12	519	90.0
37年1	538	92.5
2	534	93.9
3	550	95.0
4	552	95.6
5	550	96.3
6	557	97.3

出典：*Ibid.*, pp. 496, 500より作成。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

月6日午後に下院で施政方針を信任された席では政府与党である急進党とフランス共産党の意向を配慮して平価切下げ政策を実施するつもりがないと言明した。ところが、9月に入つて政府支出が増大して財政インフレーションを懸念させるとともに海外逃避資本が一層大量となつたので、「金準備の利益とパリティの利益との選択」をする必要に迫られて、アメリカ合衆国とイギリスの政府・財界の同意をえて、9月25日に締結された三国通貨協定に基づいてフランスの金本位制離脱と平価切下げ政策が実施されたのである。平価切下げ政策にともなう消費者物価の急騰に対処するために、CGTは、賃金と物価のスライド制と強力な労働争議調整機構の設置を9月18日に政府に提案したが、賃金スライド制の要求は急進党下院議員総会でも反対されて、CGPFが賃金スライド制を導入しようとする政府の意図を妨害するために議会工作を強めた。フランス共産党とフランス社会党の一部からは政府が為替管理を実施する必要を提案したが、議会審議過程で少数意見にとどまつた。

首相ブルムは「経済再生という共通する目的を別の進路に求める必要⁽⁴⁰⁾」に対応したと書いているが、同年6月からの社会・経済改革の政策展開過程で意図してきた賃金＝購買力を増大させて国内市場の活性化を優先する経済再生構想が、大量な資本の海外逃避の激増過程と物価の急上昇傾向によって阻害されて破綻した結果であり、輸出産業を振興して賃金を輸出商品コストとして抑制する国際収支優先への政策路線の転換である。平価切下げ政策が誘因となって相当量の資本が還流したが、11月から資本の海外逃避が再開されていて、10月から12月までの金の流出超過額は70億フランに達して国際為替市場でのフランスの地位は低落していた。工業生産指数（1928年=100）は12月にフランス経済が恐慌局面を迎えた31年9月以来最高の91へ回復して、失業者数も36年9月の75万6000人から12月には71万2000人へ、週40時間労働法が全国の多くの工業部門へ適用・実施された翌37年2月には66万2000人にまで減少したと推計されていて⁽⁴¹⁾、消費者物価指数は37年2月には前年2月に比べて22.6%、平価切下げ時の16.3%へ急上昇している。

(40)Leon Blum,*L'Exercice du pouvoir*,Paris,1937.

(41)Alfred Sauvy,*op.cit.*,Vol. I ,1967,pp.529-54.

人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策の展開様式は、フランの平価切下げ政策がもたらした致命的な障害と政府財政危機の重圧に耐え切れなくなって、翌37年2月13日に首相ブルムが、消費者物価が急騰する状況のなかで公務員給与を削減する政令の取り消しを求めた公務員労働組合の賃金要求に対して、「休止の一時期が必要である。…わずか1ヶ月間足らずの短期間で導入された大規模な社会改革と通貨並列化の同時性が、民間経済を全く新しい諸条件のなかに陥れて、その均衡がまだ強固なものになっていないために、民間経済は虚弱な回復過程にある⁽⁴²⁾。」とラジオ放送した。前年6月6日午後に下院で信任された施政方針表明のなかで明示していた老齢退職年金制度と国家失業基金の改革の実施延期などを含む改革「休止」声明である。すかさず、それを「思慮分別」と「良識」への復帰として歓迎して「政策の全面的転換」を要求する財界の意向が表明された⁽⁴³⁾。「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標とした政策展開様式が、社会改革課題を「休止」した首相声明である。

2 経済危機と週40時間労働制の緩和・崩壊過程

社会改革を「一時休止」する首相ブルムの声明は、人民戦線ブルム内閣が経済危機を開拓するために必要な政府法案を、本位貨フランの平価切下げ政策を前年10月1日通貨法で法定したよりほかには、財政危機に重圧された前年秋からほとんど議会に提出していなかった政策志向の推移過程を表象している。しかも、その平価切下げ政策は、さきに書いたように、労働者と農民の賃金・所得の増加を国内市場の購買力として活用する課題を基底とした人民戦線ブルム内閣の経済再生構想が、大量な資本の海外逃避の破局的な激増過程と消費者物価の急上昇傾向に阻害されて挫折した結果であった。この購買力政策理念の破綻が社会改革「一時休止」声明へ進行した過程を、その政策展開様式が「暗黙の休止」をした時期であったと歴史研究の古典に書かれている⁽⁴⁴⁾。

(42) G. Lefranc, *op.cit.*, p. 229.

(43) *Le Temps*, 19/2/1937.

週40時間労働法の適用・実施過程については、週賃金減額をともなわない週40時間労働制の実施が、産業構造の実態と失業者の存在形態の地域別・年齢別の不均等性を無視して、週休2日制で硬直的に進められる適用・実施方式が労使関係に与える影響を疑問視する動向が CGT の指導部の内部にもあって、前年11月3日に首相官邸マティニヨン宮殿で開かれた政府と CGT の会談で、CGT の副書記長ルネ・ブラン Rene Blane が産業構造の実態を考慮して適用方式を緩和するように提案して、首相ブルムも賛成したが、CGT の書記長レオン・ジューイーは「すべての人に同時に週40時間」の一律適用方式を強く要求して譲らなかった⁽⁴⁵⁾。首相ブルムは、社会改革の一時休止を声明した後の3月に、フランス社会党セース・エ・オアーズ県連盟の集会で、標準労働日8時間週5日労働制という硬直的な一律適用方式にこだわるつもりがないと述べて、「労働組合の主要な代表者たちが希望していたように」週5日労働制に賛成したのであるという理由を説明している⁽⁴⁶⁾。

前年秋のフランの平価切下げ政策に誘導されて海外逃避資本が大量に還流して景気回復過程への曙光を迎えたが、3月中旬にそれが突然に停止された時期でもある。そして、法定週40時間労働制の実施が熟練労働者の不足などによる「生産の隘路」となっているという経営者層からの批判が、炭坑業や機械・金属工業などの諸部門で高まっていた時期である。さらに、フランスの産業構造のなかで圧倒的な割合を占めていた中小企業と輸出産業などの諸部門に、法定週40時間労働制の実施が与えた影響は深刻であった。週40時間労働法の適用・実施過程の成否は、人民戦線運動とその共同綱領が「フランス経済の基本構造に触れることを思慮深く避けていた⁽⁴⁷⁾」ことに基因しているという古くから有力な学説もある。それと併せて、人民戦線ブルム内閣の最大の与党である急進党が前年10月中旬に開いた全国大会で、人民戦線の政党連合から離脱す

(44) G. Lefranc, *Histoire*, op. cit., Deuxieme Partie, Chap. III, pp. 206-228.

(45) Cf. J. Jackson, *The Popular Front*, op. cit., p. 176. 前掲訳書、ジュリアン・ジャクソン著、向井喜典ほか訳『フランス人民戦線』200ページ参照。

(46) Cf. G. Lefranc, *op. cit.*, p. 211.

(47) Henry W. Ehrman, *The Blum Experiment and the fall of France*, *Foreign Affairs*, October 1941, p. 162.

る要求が党内で優勢になっていた右派からの有力な緊急動議として提出され、大会の議題には採択されなかったが、多数の支持をえていた実態にも注目されよう⁽⁴⁸⁾。経済過程から致命的な障害が累増して、ヨーロッパの国際関係が破局的に緊張する環境のなかで、人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策の展開様式に反対する急進党右派のこうした離反活動が、「マティニョンへの復讐」を進める CGPF の反労働組合活動の熾烈な展開様式が強行される過程と連動して、人民戦線ブルム内閣の政権担当能力を急激に低落させた。

首相ブルムが社会改革の「一時休止」を声明した後も、週40時間労働法の適用・実施過程を推進する人民戦線ブルム内閣の政策は進展して、同年春までに鉱工業全部門で同法が適用・実施済みとなったと歴史書に書かれている。その過程で、公共事業計画に充当する政府財政支出を大幅に抑制する方針が3月6日に閣議決定されて、同法が失業者を吸引するための政策目的としていた雇用機会を創出する政策志向が著しく後退した。大量な構造的失業が深刻な経済危機を開拓するために公共事業を開発する計画は、首相ブルムが経済再生構想を達成するための要石としていて、前年8月19日に制定・公布された公共事業法⁽⁴⁹⁾に基づいて、公共事業費に100億フランを計上すると CGT からの要求に応えて首相ブルムは同年夏に約束していたが、財政危機に重圧されて40億フランだけ支出する方針に減額された閣議決定である。同法が国内市場を活性化させるための政策目的としていた「賃金総額の増加」も、さきに書いたように、フランスの平価切下げ政策がもたらした諸結果によって加速された消費者物価の急上昇傾向によって、「マティニョン協定」にはじまる過程で実現した名目賃金額の大幅な増加を空洞化させて実質賃金が減額していた。公共事業開発計画が著しく縮小された過程で、首相ブルムは、1937年度予算の公共事業費は47億1500万フランを維持できるという見通しを5月7日に下院で言明している。

公共事業費の大幅な削減を閣議決定された3月6日の前日、3月5日の閣議

(48) 渡辺和行「人民戦線期の急進党—1935-36年—」香川大学『香川法学』第4巻3号、1985年、参照。

(49) Loi du 19 aout 1936 portant creation d' une Caisse nationale des marchés de l' Etat, des collectivités et établissements publics.

では、為替管理を基礎とする強権的な統制によって資本の海外逃避を規制する政策を採用しないという従来からの方針を再確認するとともに、前年秋のフラン平価切下げ政策の実施とともに法で禁止していた金の自由取引を復活させて、急進党が強く要求していた「通貨自由主義」へ財政・金融政策の基調を転換する方針が決定された。そして、フランス銀行が金を時価で買上げる営業活動と、平価切下げ政策の実施とともに創設した為替平衡基金の運営を管理するための「専門家委員会」の設置を決定された。さらに、均衡財政へ復帰する動向を妨害しないように公共事業費を含めて政府財政支出を60億フラン削減するとともに、軍事費を調達するために免税特権つき国防債を発行されている。いずれも、社会改革課題を「一時休止」した首相声明にはじまった政策理念の目標の全面的な撤退であり、CGPF の会長ジヌーが「金融ネップ⁽⁵⁰⁾」と呼んで歓迎した政策である。「人民戦線の多数派は、その綱領の一つの要石をかなぐり捨てることになる⁽⁵¹⁾。」と財界紙が評価している論評にも注目されよう。首相ブルムは、この新しい政策がめざす目的を「輸出された資本が帰国することを期待することである。」と、3月6日に議会演説のなかで述べていて、政府が期待したように海外逃避資本の還流が再開されて、3月12日に発売された総額50億フランの国防債券が即日応募完済となって、統いて16日に追加発行された国際債券30億フランも数時間のうちに売却されている。こうした状況は、まさしく、人民戦線ブルム内閣が成立後はじめて経験した財界からの圧倒的な協力状況であったといえると同時に、前年秋の平価切下げ政策に誘導されて大量に還流した海外逃避資本によって迎えられた景気回復過程への曙光が3月中旬に突然に停止されて、それにともなって資本の海外逃避が未曾有の規模で破局的に激増した過程が導いた帰趨に注目する必要がある。その過程で、人民戦線ブルム内閣の社会改革「休止」政策に助成されて熾烈に強行された経営者層の反労働組合活動に憤激した職場の労働者が、労働組合指導部が進めたストライキ抑制方針を無視して、「社会的ゲリラ⁽⁵²⁾」と呼ばれる防衛的で尖鋭なストライキを各地で内発的に激発した。CGPF は、「労働組合の圧制」に抗議して、企業

(50) Claude -Joseh Jeanney, *Journale Industrielle* 11/3, 1937.

(51) *Bulletin Quotidien*, 9/3 1937.

のなかでの「労働における秩序と規律」を再建するために、技師や管理職員や事務職員の組織化などの反労働組合活動を、組織的・系統的に相次いで進めていて、それに同調する中小商工業者や手工業者などの中産階級の組織化もはじまっていた時期である⁽⁵³⁾。

3月中旬には、首都パリ周辺のクリシー市で、前年6月の極右リーグ4団体解散令によって解散させられたアクシオン・フランセーズが改組した「フランス国社会党」が3月16日に決起集会を開いて、それに抗議して同市の市長であるフランス社会党員やフランス共産党の下院議員らが呼びかけて組織した労働者の対抗デモンストレーション隊を、警官隊が制止するために発砲して労働者側に5名の死者が出た流血の惨事が突発した。この流血の惨事に抗議する労働者の座り込みとストライキが相次いで発生して、CGTもファシズム化の脅威に対抗して秩序を維持するための防衛ゼネラル・ストライキを午前中おこなうことを18日に決定した。それは、人民戦線ブルム内閣の政策理念が後退する過程に対する「戦闘的労働者の不満」の爆発であり、「労働者の流血の抗議」という性格をもっていたと歴史家が書かれている⁽⁵⁴⁾。それにもかかわらず、その反ファシズムのデモンストレーションは「誤りである。すなわち、過失以上の何かである。」と、3月23日に首相ブルムが下院で言明している。週40時間労働法の適用・実施過程が急速に進展して、工業諸部門にほぼ全面的に適用・実施されたのは、こうした状況のなかの3月初旬であり、その硬直的な一律適用方式が、中小企業や零細企業の経営困難を深めさせて、人民戦線運動が進展するために必要な存在基盤を掘り崩しはじめていた。社会改革課題を「休止」した人民戦線ブルム内閣の政策理念が後退する過程とともに、人民戦線運動の最大の制度的所産であった週40時間労働制の適用・実施過程が、中間層が離反する傾向を経済過程から深めさせたのである。

(52) Antoine Prost, *Le Climat social, in René Rmond et Jarine Bourdin (dir.), Edouard Daladier, chef de gouvernement, Paris, 1977*, pp. 101-102.

(53) Cf., J. Jackson, *op.cit.*, Part 4, 9 The view from the right, Industry : the revenge of the patron, pp. 264-271. 前掲訳書300～305ページ、参照。

(54) Cf. Arthur Mitzman, The French working class and the Blum Government, 1936-37, *International Review of Social History*, IX, No. 3, 1964, pp. 383-385.

週40時間労働法の適用・実施過程を経済過程から制約した最大の要因は、フランス経済の恐慌局面を規定していた産業構造と清算技術進歩の相対的な停滞性であり、資本の海外逃避が表象した国際的契機との相互の関連によって基礎づけられていた。同法が工業全部門にはば全面的に適用・実施された同年3月初旬に、人民戦線ブルム内閣の国民経済相シャルル・スピナス Charles Spinasse が、法定週40時間労働制の実施によって生産の制限または削減が導かれて、物価が急上昇する要因となるならば、この制度がもっている利点を消滅させるであろうと警告して、生産の維持・増大が最大の課題であると強調している⁽⁵⁵⁾。生産設備を革新して産業構造を近代化する必要は、国民経済相スピナスが強く意識していたところであり、経営者層の一部のグループによっても繰り返し提唱されていたが、新鋭重工業部門を除いて、その老朽化傾向が著しく、CGT の指導部でも、旧 CGT 派の幹部が法定週40時間労働制の実施と生産増加との対立的契機を憂慮して、同法の適用方式を産業実態に照応して緩和する修正論調が CGT の内部でも形成されていたが、1日8時間週5日労働制という単純で解り易い要求は、一般労働者にとって経営者に対する根本的な不信感に基づけられていて強力であった。この大衆的な要求に対抗する経営者層の多くが、生産技術の進歩の相対的な停滞性に制約された雇用労働力構成における熟練労働力への依存度が高く、労働力構成を編成替えして新規雇用者を吸収する必要も意欲も持っていないかった。いわゆる労働市場の硬直性と呼ばれた状況であり、そうした生産構造の硬直化傾向と重なって、大量な海外逃避資本の未還流と資本の海外逃避の激増過程が、国内の生産資本の不足とともに民間資金需要の増加と財政危機の深刻化による利子率の高騰傾向を増大させて、新規投資を制約する条件となっていた。それらの条件が複合して新規雇用の意欲を抑制して

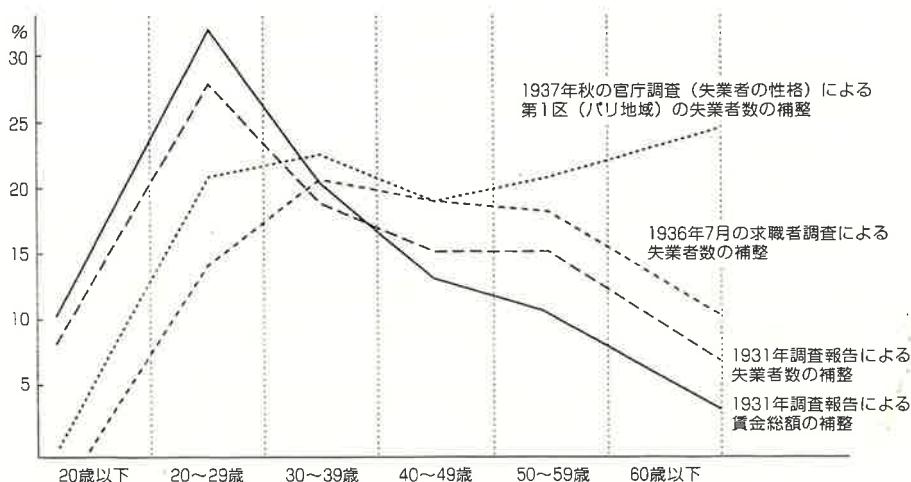
(55) 広田功著前掲書、第6章「人民戦線政府の社会経済政策」、第4節「『ブルム実験』の挫折の要因」、および竹岡敬温「フランス人民戦線の挫折」『大阪大学経済学』第3巻1、2号、1982、所収から多くを学ばせていただいて、拙稿「大恐慌期フランス政策の政策と障害—人民戦線ブルム内閣の政策経験—」大阪経済法科大学『経済論集』第23巻2号、1998年、所収でも論及した。併せて Julian Jackson, *The politics of Depression in France, 1932-1936*, Cambridge University Press, 1985, その訳書、ジュリアン・ジャクソン著、向井喜典ほか訳『大恐慌期のフランス経済の政策1932~1986年』大阪経済法科大学出版部、2001年も参照。

いた状況のなかで見逃せない要因が、法定週40時間労働制の厳格が実施に対する経営者層の反労働組合感情による敵意である。

人民戦線ブルム内閣の社会経済政策の展開様式は、こうした状況のなかで、投資と雇用を経営者層の私的な判断に委かせていました。人民戦線ブルム内閣は、生産設備を近代化する投資を刺激する政策をもたないで、失業者の存在形態が地域と産業部門と企業規模と年齢および職種に応じて異質な構成を持っていました雇用・失業実態を、週40時間労働法の硬直的な画一適用方式が反映しないで対立する性格をもっていた（第4図 参照）。労働組合運動とその政治指導もそれを解決するために有力な規制力をもっていなかった。週40時間労働法が適用・実施された過程で失業者率が高かったのは若年層と高齢者層であり、雇用労働者数の増加は、パリ地域の実態でみると、第三次産業部門と日常消費財部門を犠牲にして、資本集約的な近代工業部門の大企業に集中したと推計されている⁽⁵⁶⁾。なかでも、工場経営数全体に占める割合でも、雇用労働者比率でも、

第4図 活動人口と失業者数の年齢別構成の比較

（1931年と1936年（7月）と1937年（9月））

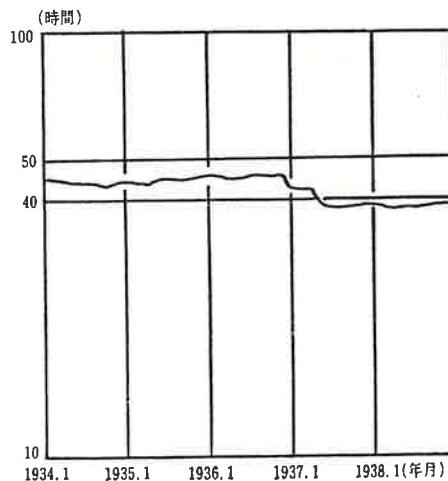


〔出典〕Jean-Charles Asselin, *La semaine de 40 heures, le chômage et l'emploi, Le Mouvement Social*, n°54, janvier-mars, 1966, p. 192.

(56) Cf. *Mouvement économique, de 1929 à 1939* p. 203.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

第5図 週労働時間帯



出典 *Mouvement économique, de 1929 à 1939*, pp.157-158.

圧倒的に高かった中小企業、とくに、小規模企業では、労働組合の組織的力量の増大過程によって自由な解雇が困難になることへの恐怖から新規雇用について極度に警戒的になっていた。週40時間労働法の適用・実施過程がフランス経済の動態に与えた影響は諸要因が重層していて複雑であるが(第4表 参照)、総じて、「週40時間労働法による改革にフランス経済が適応していくためには、機会化や技術革新を奨励する投資が必要であり、資本の逃避はその対応を遅らせたかもしれない。⁽⁵⁷⁾」という歴史認識が、その妥当な結論であろう。

週40時間労働法が工業全部門にほぼ完全実施された3月中旬は、前年秋から海外逃避資本の大量な還流によって迎えた景気回復過程への曙光が突然に停止され、資本の海外逃避が月平均40億フラン前後という未曾有の規模で破局的に激増して、国庫が必要な財政支出能力を枯渇する国家破産の危機を回避するために、人民戦線ブルム内閣が社会経済政策の「休止」過程を急拡大せざるをえなくなった時期でもある。その焦点となった課題が、法定週40時間労働制の

(57) Paul Reynaud, *Mémoires*, Tome II, Envers et contre tous, Flammarion, Paris, 1963, p. 109; G. Lefranc, *Histoire...*, op.cit., pp. 247-248.

第4表 人 民 戰 線 運 動 の 經 濟 実 繩

日付 (1929年 =100)	工業生産 (千トン)	輸出 (千トン)	輸入 (千トン)	貿易収支 (百万フラン)	週労働時間 (時間)	失業保険の 給付を受けた 失業者(千名)	積載貨物 (千ノット)	卸物価指数 (1913年=100)	小物価指数 (1914年=100)
1935年平均	72	2,443	3,718	- 456	44.5	425.8	36.3	338	440
1936年 5月	80	2,515	3,987	- 797	45.7	422.0	35.4	374	459
6月	73	2,371	3,742	- 676	45.8	419.9	34.6	378	461
7月	75	2,099	3,718	- 756	46.1	420.8	34.7	391	461
8月	70	2,367	3,886	- 595	45.8	413.3	33.5	404	477
9月	74	2,415	3,980	- 669	46.1	407.7	36.3	420	494
10月	81	2,464	4,015	- 780	46.3	406.6	41.9	471	515
11月	83	2,579	4,237	- 989	46.2	407.8	42.5	492	534
12月	83	2,373	4,750	- 1,388	45.7	413.4	39.2	519	550
1937年 1月	84	2,418	4,761	- 1,564	42.5	426.1	36.1	538	567
2月	85	2,373	5,346	- 1,972	42.3	410.2	38.3	534	577
3月	86	2,257	4,599	- 1,387	42.1	366.2	37.2	550	576
4月	84	2,612	4,951	- 1,327	41.0	368.4	37.6	552	580
5月	82	2,458	4,553	- 1,309	39.9	345.5	35.7	550	586
6月	82	2,685	5,163	- 1,716	39.7	321.7	37.4	557	590
7月	78	2,554	4,569	- 1,333	39.6	313.5	39.7	582	600

出典 : Sauvy, *Histoire économique*, vol. 3. 工業生産指數, p.315; 失業保険の給付をうけた失業者, p.305.SGIC.
Mouvement économique. 輸出入量, p.164; 貿易収支, p.166; 週労働時間, p.158; 積載貨物, p.151; 卸物
 値指數, p.178; 小売物価指數, p.181.

出所 : ケネス・ムーレ著・山口正之監訳、向井喜典ほか訳『大恐慌とフランス通貨政策』(前掲) 435ページから転載。

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

存在意義をめぐる問題であり、6月9日に、副首相である急進党の党首エドワール・ダラディエが政策展開様式を変容するように首相ブルムに助言している。首相ブルムは、この深刻な政府財政危機を開闢するために、6月13日の閣議決定に基づいて、議会が夏季休会を迎える7月31日まで「財政立直しを遂行するために必要」な財政全権の賦与を議会に要求する政府法案を、6月15日に議会に提出した。社会改革課題をすでに2月13日の首相の「一時休止」声明によって放棄していく、3月5日の閣議決定に基づいて通貨自由主義へ財政・金融政策の基調を後退させていた人民戦線ブルム内閣は、議会に対してもつ權威を失墜していく、6月11日に、週40時間労働法をホテル業へ適用・実施する政府法案を、上院で129票対159票という票差で否決された。人民戦線ブルム内閣の社会経済改革構想を集中的に表象して制定・公布された週40時間労働法の施行政令案が、適用対象産業部門の労使双方の合意をえて、国民経済評議会でも承認されて下院を通過していくながら、最終段階で反人民戦線派から否決されたのである。それに続いて6月14日には、3月5日の閣議に基づいて為替平衡基金を管理し監視する職務を委任されていた学界と政・財界を代表する3人の「専門家委員会」が、総合的な財政・経済計画を策定する必要を首相に答申した提案がなんの役にも立っていないという理由で辞職した。それは、政府を支持し続けることの拒否であり、上院議員ポール・レノーが後に書いているように、「一言でいえば、国庫は破産寸前であった…」。レノーは、「これらの“賢人たち”には、本質的な悪が週40時間労働法の過度な適用による生産低下にあるということを、名言する英知も勇氣もなかった⁽⁵⁸⁾」と書いている。

専門家委員会の答申を排除して首相ブルムが議会に提出した財政全権委任法案は、急進党の主張と妥協するために為替管理を拒否し続けたが、財政経済危機を開闢するために資本の海外流出活動を一定の強制策で規制する政策目的を意図していた。3月6日の閣議決定との関連では、政府が財政危機に重圧されて公共事業費を大幅に削減した公共事業開発計画の縮小・全廃政策に対して、4月12日と13日の両日に開かれたCGT全国会議で書記長レオン・ジュオーが、「この領域でなされたことは、他の政府がおこなったことと本質的に異ならぬ

(58) P. Reynaud., *ibid.*

い…予定されていながら実施されなかつたことがすべて即時に開始されなければならない」と主張して、政府の通貨・金融政策は「悪化した金融状況にたいする対処をさらに困難にする…⁽⁵⁹⁾と批判したことを念頭におかなければならぬであろう。そうした方向が、破局的に激増した資本の海外逃避によって決定的に深められたのである。国家破産の危機を回避するために首相ブルムが議会に提出した人民戦線ブルム内閣の財政全権委任法案が、下院を通過していくながら、上院で急進党の右派の財政通でジョセフ・カイヨーが委員長である上院財政委員会で二度にわたる修正法案まで否決されたので、経済再生課題を達成するために「必要な手段を奪われた」と判断した首相ブルムが、急進党との分裂を回避するために閣議に提案して、長時間にわたる閣議の後に人民戦線ブルム内閣は6月22日午前2時45分に総辞職した。上院と下院が対立することは政治的危機の解決を困難にさせるものであり、数週間のうちに財政的破綻を避けられないという急進党の閣僚たちの主張が優位になつた閣議決定であり、後継した内閣は、急進党の上院議員でブルム内閣の国務大臣であったカミーユ・ショータン Camille Chautemps が首相となって成立した。この内閣が成立した後ほどなく、人民戦線ブルム内閣が総辞職する直接の原因となった財政全権委任法案を、6月29日に上院でも167票対82票の票差で下院と同日に可決している。

急進党首班ショータン内閣には、前首相ブルムが副首相となって、前内閣の閣僚も数人が入閣したが、人民戦線運動を進める政党連合を存続させるためにフランス共産党が申し入れた入閣要請を峻拒して発足した内閣であり、歴史家が「ブルムの実験の清算」と呼ぶ政策展開過程がフランス共産党を排除して進められた。閣僚の構成について、さらに注目しなければならない変化は、人民戦線ブルム内閣の経済再生構想を基礎付けた購買力政策理念に対立する古典的な正統派の財政政策論を推進した強力な提唱者で、ブルム内閣によるフランの平価切下げ政策に激しく抵抗したので、首相ブルムによって駐米大使としてワシントンへ事実上国外追放されていたジョルジュ・ボネ Georges Bonnet が蔵相に任命されたことである。経済危機を開拓するために政府財政支出の削減を強力に主張した蔵相ボネの構想は、社会改革と公務員給与の引上げを全面的に

(59) *Voix du Peuple*, mars 1937, pp.263-264.

否定するデフレーション政策への後退を意味していて、初閣議の席からフランス社会党の閣僚との間に軋轢を表出させていた。財政全権委任法案を議会で可決された財政政策の変容によってフランスは変動相場制へ移行するが、「財政政策の変更は〔フランス経済に〕数ヵ月の猶予を与えるであろうが、問題はそこにあるのではない。」と、レノーは主張して、「生産高の問題」、すなわち、法定週40時間労働制の存廃問題がもつ重要性を繰り返して強調している⁽⁶⁰⁾。蔵相ボネは法定労働時間を超過する残業を許容する措置を採用することを首相ショータンに提案したが、週40時間労働法を変更する政策をフランス社会党が全面的に拒否して実現しなかったので、8月25日に、フランス経済の生産高を回復させる課題にむけてふさわしい方策を調査することを任務として、経営者団体と労働者組合から各同数の委員で構成される「生産調査委員会」と呼ばれる労使合同組織を設置した。CGT 全国委員会が企業収益に関する雇主側の主張がもつ抽象的性格を暴露しようとして構想していて、経済構造の改革については問題を提起されないという保障を8月24日の緊急政令で政府からえて参加した労使協調的な調査委員会である。同委員会は資料も乏しく討議が難航して12月12日に発表した報告書で、フランスの生産指数の回復がドイツやイギリスやスウェーデンの実態に比べて著しく遅れていて低いことを確認して、「週40時間労働法の適用は、労働時間の短縮が…新しい国防の必要と時期的に一致していただけに、解決することが一層困難な問題をフランスの産業全体に課した。」と書いている。そして、同法の適用・実施過程が「労働力不足」によって基幹産業部門の生産高を制限する結果をもたらしたと結論している。さらに、この調査結果に基づいて、恐慌局面で失われた労働時間の年間100時間を限度とする回復と、熟練労働者に対する年間75時間の時間外労働の許可、機械設備と電力の生産部門では翌38年度に限定して週40時間労働法の特例措置の実施および、国防産業では計画実施の遅れを避けるための措置の採用などを、政府に勧告している⁽⁶¹⁾。その勧告内容を受けて12月21日から全般的効力をもつ2つの緊急政令を発令したショータン内閣の法定週40時間労働制の適用・実施緩和政

(60) G. Letellier et als, *Le chômage en France de 1930 à 1936*, Paris, 1938, A. Sauvy, op.cit., II, pp. 261-262, および、竹岡教授前掲稿など参照。

策に、フランス社会党もフランス共産党も CGT の指導部も厳しく反対して、労働基準保障制度の改悪に対抗するストライキが同年末から各地で激化した。

政府は労働争議を緩和させるための全般的協定または立法的措置を労使双方と共同研究する構想を CGPF と CGT に提案したが、総辞職して、CGPF が相手方の代表独占権を容認しなかったので失敗した。ショータン内閣が38年1月18日に成立した第4次ショータン内閣にはフランス社会党から入閣しないで、「共産党こそ敵だ」と叫んでいたアルベール・サロー Albert Sarraut が入閣して、蔵相には人民戦線運動に対して消極的なポール・マルシャンドー Paul Marchand が入閣した。フランス経済の危機が深まっていた過程で、ヨーロッパの国際関係の動態はオーストリアを武力で侵犯したドイツ・ナチス政権が3月13日に「オーストリア併合」を宣言した時期であり、フランス国内は根深い分裂によって混迷して労使関係の相互不信も破局的に緊張していた時期である。1937年12月から翌38年4月までのフランス経済の動態を見ると、工業生産指数(1928年=100)が92から82へ急減して1936年5月の下院総選挙時以下へ低落していく、企業の従業員数(1930年=100)はほとんど変化していないが、労働時間が週40時間を下回った部分失業者の占める割合が9.1%から20.4%へ急増している⁽⁶²⁾。消費者物価の暴騰過程にともなう実質賃金水準の低落傾向も深刻であった。さらに、大統領アルベール・ルブランがフランス共産党を追放する挙国一致内閣の成立によって政界が安定することを期待していた時期でもある。

第4次ショータン内閣が3月9日に総辞職して、3月10日に成立した第2次ブルム内閣は、フランス共産党の書記長モーリス・トレーズの入閣も希望して同党から入閣する約束をえていたレオン・ブルムの挙国一致内閣の構想が、保守諸政党から峻拒されて失敗した後に、1936年と同様にフランス社会党と急進党と社会共和同盟によって構成されてフランス社会党が主導する人民戦線内閣として、下院で369票対196票の票差で信任されて発足した。経済危機を打開す

(61) cf. , Alfred Sauvy, *Histoire Economique de la France entre les deux guerres Tome II (1931-1939)* pp.267-268, Fayard Paris 1967. G. Lefranc, *Histoire*..., op.cit., p.263.

(62) A. Sauvy, op. cit., II, pp.263-264.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

るための財政・金融再建法案を上院で否決されて、1937年6月と同様に上院に抵抗しないで4月8日に総辞職した在任期間1ヵ月足らずのきわめて短命な幕内閣であるが、前年夏に碩学ジョン・メイナード・ケインズ John Maynard Keynes の主著『雇用・利子及び貨幣の一般理論』(1936年)を読んでいたジョルジュ・ボリスが、大蔵省官房長となってその策定に協力した財政・金融再建法案である。その法案の内容は、年収15万フラン以上の高額所得に対する4%から17%に及ぶ累進的資本課税および、所得税と相続税の税率引き上げなどを税制措置として、財政危機を開拓するために必要な措置としては、2年間にわたる公債の売却の一時停止、政府への納入業者が再割引を認められた手形に振出ことの許可、および、発券銀行に100億フランの新規貸付を要求する可能性を政府に与える措置や国内物価との対応を基礎とするフランス銀呼応の金保有高の再評価さらに為替取引きの発券基幹による中央集権化と為替購入者がその必要の正当性を証明する義務を掲げている⁽⁶³⁾。そこに読むように、政府による為替管理につながる当面の措置を含む制度改革の法案であり、それを補完する経済的措置として、物価の暴騰過程を抑制するために必要な物価監視および、ヨーロッパの国際関係の破局的な緊張状況に対処して労働時間の延長を掲げている。週40時間労働法の適用・実施過程を緩和する政策志向を踏襲した政府法案である。4月6日に議会に提出したこの法案を下院では311票対250票の票差で可決されたが、上院では圧倒的大差で否決されたので、第2次ブルム内閣は総辞職した。続いて成立した内閣が、法定週40時間労働制が担う社会的役割を同年11月13日に発令した緊急政令で全面的に機能停止させた急進党首班ダラディエ内閣である。

急進党が重要な閣僚のほとんどすべてを独占した内閣であり、反人民戦線派の中道右派からも入閣者が多く、フランス社会党がダラディエからの入閣要請を謝絶して閣外協力するにとどまった内閣である。フランス共産党も信任投票して下院で信任575票、不信任5票の票差で信任されて4月10日に成立した。そして、4月13日に下院では514票対8票、上院では全員一致で財政全権を賦与された内閣である。中道右派からの影響力が強く、人民戦線運動が衰滅した

(63)Jacques Delpierre de Bayac, *Histoire du Front populaire*, Fayard, 1972, pp. 415-417.

過程を表象した内閣であったと歴史書に書かれている⁽⁶⁴⁾。ヨーロッパの国際関係がナチスに侵犯されて破局的に緊張する環境のなかで、フランス経済の危機から脱出するために工業生産力と軍備の増強を最重点課題とした内閣であり、首相ダラディエが生産増加のために週40時間労働法の適用・実施方式を緩和すると8月21日にラジオ放送して、社会共和同盟から入閣していた2人の閣僚がこの首相声明に抗議して辞任した。ヨーロッパの国際関係は、1925年からフランスが相互援助条約を結んでいた同盟国であるチェコスロvakiaを武力によってでも併合する意志をドイツのナチス政権が9月26日に世界にむけて表明していた時期であり、首相ダラディエが、チェコスロvakiaを犠牲にする対ナチスと宥和政策によって世界戦争を回避しようとするイギリスの首相チャンバアレンの外交戦略に追随して、9月25日に、ミュンヘンでチャンバアレンヒトラーとムッソリーニと会談して、チェコスロvakiaをドイツ・ナチス政権に割譲するミュンヘン協定に調印した時期である。

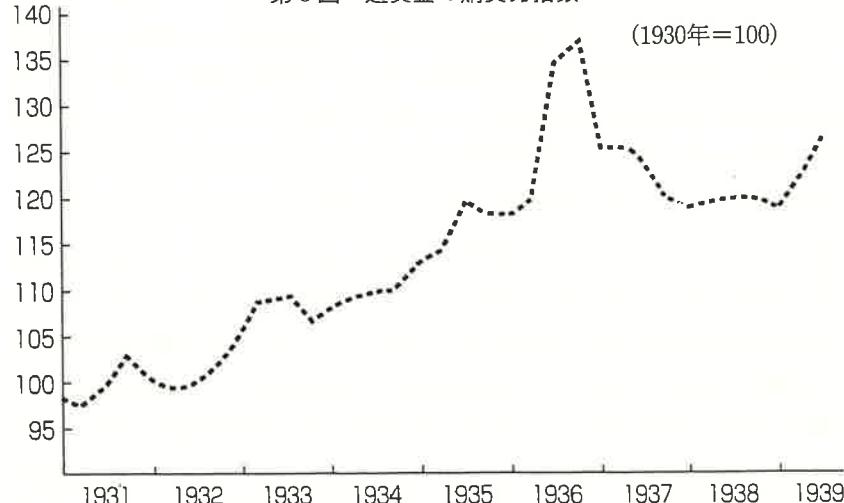
法定週40時間労働制の適用・実施緩和政策にとって決定的な事態となったのは、こうした状況のなかで11月11日に蔵相に就任した中道右派の指導者ポール・レノーが11月13日に工業生産を増強するための一連の緊急政令を発表したことである。その内容は、増税の決定および再軍備支出のために公共事業費の削減と併せて、法定週40時間労働制については、法の本体を存続させたままで全面的に機能停止させて、1日9時間、週48時間の限度内で、労働視察官に予告するだけで経営者が残業時間を決定できる権限を許容する時間外労働規定の制定である。レノーが「週2日の日曜」と言って非難していた週5日8時間労働制を廃止する政令であり、それを契機として経営者層が時間外労働に対する割増賃金率を大幅に切り下げた政策である。37年12月から5回にわたる週40時間労働制の適用緩和・全廃政策が一挙に拡大されたのであり、週賃金減額とともにわなない週40時間労働制の法的確定によって期待されていた賃金総額の増加

(64) 関連して、フランス社会党機関紙 *Le Populaire* の経済欄の主筆としてブルムの協力者であったロベール・マルジョランまでが、「この国民的裏切りの法律、週40時間法を廃止することである…この悪法を廃止すれば、すべてが可能となり、それを存続させればフランスは滅ぶであろう」と主張していることにも注目されよう。Cf. Robert Marjolin, *Europe Nouvelle*, 5 mai 1938.

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

が、「ブルムの実験の清算」が進む過程にともなって、週賃金購買力が急速に低下している状況（第6図参照）のなかで、同法の適用・実施過程が担う役割を全面廃棄されたのである。⁽⁶⁵⁾。37年秋にはパリ地域労働組合連合が週40時間労働法を「全面尊重」するための大デモンストレーションを組織していたが、ミュンヘン協定が締結された時にも CGT が地方の大都市で週40時間労働法緩和・全廃政策に抗議する大キャンペーンを組織した。そのダラディエ・レノー政令と呼ばれる規制緩和政策が、11月15日から開かれる CGT 大会に挑戦して発表されたのである。11月後半からノール県および、パリ地域のルノー自動車工場などで「工場占拠」をともなう抗議ストライキが、フランス共産党の影響下で激化した。CGT の指導部も11月25日の運営委員会で抗議ゼネラルストライキをおこなうことを決定した。人民戦線運動の全国中央組織である人民連合全国委員会も、11月10日の会合で急進党の書記長が「…共産党との一切の協力は不可能である」と宣言して、形式的には存続していた人民戦線運動の政党連合が

第6図 週賃金の購買力指数



[出典] A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres t. 2.* 1967. et 545.

(65)Loi no 46-283 du 25 fevrier 1946 relative a la remuneration des heures supplementaires de travail.

実質的にも壊滅した。11月30日に CGT が組織した全産業部門24時間の抗議ゼネストは、急進党首班内閣が周到に準備した弾圧と経営者層の対応様式が連動して、ストライキ参加労働者数も少なく、CGT の内部に広がっていた分裂策動にも制約されて壊滅的に惨敗した。そこに、世界大恐慌期のフランスでファシズムの脅威に対抗して社会的に高揚した人民戦線運動を進める主力となった労働者の生活防衛の要求が、世界最初の法定週40時間労働制を実現した歴史的役割と、それが暗転して崩壊した諸過程について、あらためて念頭におかなければならぬ歴史認識の課題が示唆されている。

おわりに

経済危機を開拓するために労働基準保障制度が担う役割とはなにかという問題を、1930年代の世界大恐慌期にフランスで世界最初の法定週40時間労働制がたどった成立と暗転・崩壊の軌跡にさかのぼって歴史認識してきた。労働基準を改革する課題が国家の法定制度に投影して担う社会的役割は、各国で社会政策の展開様式が歴史段階的に発達してきた歴史過程に照らしても、社会的生産諸力の発達過程に内在する労使関係の矛盾の社会的発現形態を国家が安定的に管理するために、労働者が労働力を発動する源泉である心身機能を人間らしく順当に保全するために必要な労働時間と賃金・労働諸条件の社会的最低限を法定する社会的人権保障の課題である。そこには検討され改革されなければならない阻害要因がなおも多く含まれているが、こうした方向を表象した政策理念の目標を、恐慌下のフランスで人民戦線ブルム内閣がめざした労働基準改革の構想に見ることができる。さきに書いたように、その政府法案がめざした政策目的は、労働過程で機械化と専門化が進む状況によって疎外されている労働者の「人格を実現させる」ために「余暇の拡大」を社会的目的として、法定週労働時間を短縮して社会に必要な「定量の総労働量を一層多数の労働者に再配分する」ことによる雇用機会の創出と、それが週賃金減額をともなわないことによって実現する「賃金総額の増加」を国内市場の購買力として活用する経済再生

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

構想を経済的目的としていた。そして、下院で信任された施政方針表明のなかで、「フランス経済を生き返らせて、失業者を吸引し、消費可能な所得を増加させて、真の富を自己の労働によって創造するすべての人たちに、いくらかの安全と福祉を提供する。」と、この内閣がめざす恐慌脱出課題を述べた首相ブルムが、その政策展開様式がめざした政策理念の目標を達成するために、「社会改革と経済再生の同時達成」を政策課題とした。それにもかかわらず、フランス経済を支配する金融寡頭制「200家族」が主導してきた資本蓄積様式を積極的に規制して改革する政策展開様式をもちえないで、フランス経済の危機が深まる過程で、経済構造の改革を異端視する伝統的な経済自由主義の政策理念に固執した急進党首班の後継内閣が、「ブルムの実験の清算」と歴史家が呼ぶ過程を進めたのである。

週40時間労働法の適用・実施過程が、フランス経済の恐慌局面から脱出する課題をめざして政策理念の目標とした社会経済改革の政策課題は、人民戦線ブルム内閣の在任中からすでに暗転する過程をたどりはじめていた。それは、同年秋から「暗黙の休止」が始まった過程で、同法の政府法案が政策目的としていた「賃金総額の増加」が、名目賃金水準の大幅な上昇を上回る消費者物価の暴騰傾向によって空洞化させられて、大量な海外逃避資本を還流させるための誘導策として同年10月1日通貨法に基づいて実施されたフランの平価切下げ政策が、賃金の増額を基底的な課題として国内市場の消費購買力の回復を優先させていた経済再生構想から、賃金を輸出商品コストとして抑制する対外為替相場の回復を優先課題とする方向へ政府の経済政策志向が推転した結果によってである。しかも、資本の海外逃避を有效地に規制できなかったのであり、週40時間労働法の政府法案が政策目的としていた「雇用機会の拡大」も、翌37年2月12日に首相ブルムが経済過程から累増した障害と調整するために社会改革の「一時休止」を声明した過程で、失業者を吸引するための要石としていた公共事業開発計画に充当する政府財政支出を大幅に削減されている。人民戦線ブルム内閣が「社会改革と経済再生の同時達成」を政策理念の目標として発足した経済再生構想の基本的な課題であった購買力政策理念は、消費者物価の相次ぐ暴騰傾向と資本の海外逃避の破局的な激増過程とによって挫折して破綻した。金融寡

頭制「200家族」が支配してきたフランス経済の基本的な産業構造が抵抗した障害によってである。それらの過程は、前年8月8日に閣議決定されたスペイン内戦「不干渉」政策をめぐって人民戦線の政党連合の内部に軋轢が尖鋭に顕在化して、人民戦線ブルム内閣の政権担当能力が急落した状況とも照応していた。同年10月中旬に開かれた急進党全国大会では、人民戦線の政党連合から離党する要求が、党内で優勢となっていた右派からの有力な緊急動議として提出されている。それは、また、CGPFが、「経営者の権威」を再確立するために中小企業の雇主層も糾合する反労働組合活動の全国中核組織へ改組・改称して、労働組合の活動家を企業から追放する「マティニヨンへの復讐」の運動を同年秋から多様な形態で熾烈に強行していく、都市中間層をはじめとする広範な中産階級の間にも反労働組合感情が急速に広がった時期である。

人民戦線ブルム内閣の社会経済改革構想を集中的に表象した法定週40時間労働制が産業別に順次に適用・実施される過程が、そうした状況のなかで、同年11月からであったことを明確に念頭におく必要がある。さらに見逃せない動態は、翌37年3月中旬から大量な本の海外逃避が未曾有の規模で破局的に激増して、政府財政危機を開拓するために議会に提出した財政全権委任法案が、上院で急進党の右派で上院代表が率いる上院財政委員会で修正法案も度重ねて否決されたので、経済再生構想を達成する方途を見失った人民戦線ブルム内閣が6月21日未明に総辞職する結果に追い込まれた事態である。その過程で、週40時間労働法をホテル業へ適用・実施する政令案を6月11日に上院で否決されている。後継した急進党首班内閣は、前首相ブルムも副首相となって入閣しているが、人民戦線ブルム内閣を総辞職させた決定的な暗転契機である財政全権委任法案を、同年6月30日に上院でも圧倒的多数の賛成票で下院と同日に可決している。「週40時間労働制による週休2日制は景気回復の敵だ」という論潮が、前年6月には政府法案に賛成票を投じた経営者や政治家の間にも広がって、ヨーロッパの国際関係がスペイン内戦を焦点として破局的に緊張した環境のなかで、軍備を増強する課題と関連して、その論調に一定の共感を示す労働者も現れはじめた時期である。「ブルムの実験の清算」を進める政策が相次いで強行された過程で、人民戦線運動を主導してきたフランス共産党を追放する策動を急進党の

世界大恐慌期のフランス労働基準政策

右派が強力に推進して、人民戦線運動の全国中央組織である人民連合全国委員会を翌38年11月10日に急進党が脱退して終局的に壊滅させている。中道右派からも有力な政治家が入閣して同年4月10日に成立した急進党首班内閣が、それに續いて、週40時間労働法の適用・実施過程を全面的に修正して効力停止させる緊急政令（デクレ・ロワ）を11月13日に発令した。

世界大恐慌期のフランスで国内外からのファシズムの脅威に対抗して、人民戦線運動を進める主力となった労働者の生活防衛の要求が高揚する過程に促迫されて、フランス経済の恐慌局面から脱出する課題をめざした政府法案を議会が可決して制定・公布された週40時間労働法の制定・公布過程が担う社会的役割が、人民戦線ブルム内閣の社会経済改革の政策展開様式によっても打開できなかつたフランス経済の危機が深まる過程に制約され、ヨーロッパの国際関係をナチスが侵犯して破局的に緊張させた環境に翻弄されて、人民戦線運動が衰滅する過程で法の制定・公布後2年半も経過しなかつた1938年11月12日の緊急政令によって全面的に崩壊した。その過程で、法定週40時間労働制の実現過程を促迫した労働者の組織的力量も急進党首班内閣に弾圧されて壊滅的に激減した。この慌しい暗転と崩壊の軌跡がもつた歴史的位相を認識するためには、その後に到来したナチス占領下のフランスで強制された「暗黒な歳月」から解放された戦後初期に、法定週40時間労働制が1946年2月25日法によって復活した過程がもつた歴史的意味に注目する必要がある。そこに、労働基準保障制度がもつ歴史の大道を見いだされよう。

最後に、世界最初の週40時間労働法が恐慌下のフランスで制定・公布されて担った社会的役割が、日本経済の危機の現局面で労働基準保障の課題にもむけてもつ示唆にも手短に論及しておきたい。日本経済の動態に大量な構造的失業と不安定雇用の激増過程が深刻な長期不況局面で、雇用削減の諸相と連動して広がる長時間過度労働が労働者の心身両面にわたる健康障害と過労死を多発させている状況を防止するために、労働基準法が定める週40時間労働制を厳正に完全実施して、年次有給休暇の取得率の著しい低さを克服して完全取得する必要が、労働基準行政の進路にも避けられない政策課題となつてゐる時期である⁽⁶⁶⁾。なかでも深刻な現状は、正規労働者だけでなくパートタイム労働者にも広がつ

ている無報酬・長時間過度労働の「サービス残業」の実態である。それにもかかわらず、1998年に裁量労働制を「一定範囲の事務職」にまで拡大した労働基準法改定をはじめとして、労働法制の全般にわたる変容と後退の諸過程が、企業収益の見通しに労働者を従属させる労働力の流動化と「雇用形態の多様化」を進める経営管理方式と連動して相次いで進められている。こうした現状を革新するために、公的雇用機会の創出と実質賃金水準を上昇させる賃金の最低限保障を実現する必要と併せて、職場に基礎を置く労働者の団結が、国民生活の安定と福祉の向上をめざす国民共同にむけて重要な課題となっている時期である。

国民生活の社会的貧困の諸要因を重層して加速させる新自由主義的な「構造改革」の政策志向によるデフレーション政策に対抗する視座から、労働組合の存在意義がいま問われている時期である。そのためにも、恐慌下のフランスで世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定が、経済危機を克服する課題をめざして実現された政策展開様式がもった歴史的役割を、その世界史に先駆的な経験であるように思われる。もとより、人民戦線ブルム内閣の経済再生構想の実現形態が、その政策理念の目標が世界史に画期的な意義をもっていたにもかかわらず、結局は社会改革課題を「休止」して分配改革的な性格にとどまらざるをえなかつた限界を、どのように克服するかが問わなければならぬであろう。それは、その政策理念がもつた世界史に画期的な性格と経済的破綻との矛盾についてである。さらに、国際労働基準保障の政策動向でも、1999年のILO第87回総会で、「人間としての尊厳、自由、均等、安全の条件で、男女が好ましい仕事をうる機会を推進すること」という「ディセント・ワーク」の課題を、21世紀の中心的目標とする方針が決定されたことを念頭におきたいと思う。そこに読むように、「人間としての尊厳」を擁護して「好ましい仕事を得る」ための雇用機会の創出と労働基準の保障が、労働基準の国際的公平性の見地からも各国の政府と労使双方に共通する国際労働基準の到達目標となっている時期である。

(66)厚生労働省労働基準局長平成13年4月6日通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」。厚生労働省労働基準局長平成14年2月12日通達「過重労働による健康障害防止の総合対策について」。厚生労働省労働基準局平成15年5月23日「サービス残業解消対策指針」。など参照。